

令和3年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月9日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長の施政方針	6
○同意第 1号 板倉町副町長の選任について	1 2
○同意第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について	1 5
○承認第 2号 専決処分事項の承認について(令和2年度板倉町一般会計補正予算 (第8号))	1 6
○議案第 4号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用 等の公営に関する条例の制定について	2 0
○議案第 5号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について	2 2
○議案第 6号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に 関する条例の一部を改正する条例について	2 3
○議案第 7号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 等の基準に関する条例の一部を改正する条例について	2 3
○議案第 8号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について	2 3
○議案第 9号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について	2 3
○議案第10号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2 6
○議案第11号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	2 7

○議案第12号	板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	28
○議案第13号	板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部を改正する条例について	29
○議案第14号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	29
○議案第15号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について	30
○議案第16号	令和2年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について	31
○議案第17号	令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	31
○議案第18号	令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	31
○議案第19号	令和3年度板倉町一般会計予算について	33
○議案第20号	令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	33
○議案第21号	令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	33
○議案第22号	令和3年度板倉町介護保険特別会計予算について	33
○議案第23号	令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算について	33
○散会の宣告		35
散 会	(午前11時32分)	35

第2日 3月10日(水曜日)

○議事日程		37
○出席議員		37
○欠席議員		37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		37
○職務のため出席した者の職氏名		38
開 議	(午前 9時00分)	39
○開議の宣告		39
○諸般の報告		39
○一般質問		39
森 田 義 昭 議員		39
本 間 清 議員		50
小野田 富 康 議員		62
○議案第16号	令和2年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について	74
○議案第17号	令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	74
○議案第18号	令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	74
○散会の宣告		76
散 会	(午後 0時36分)	76

第11日 3月19日（金曜日）

○議事日程	77
○出席議員	77
○欠席議員	77
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
○職務のため出席した者の職氏名	78
開 議（午前 9時00分）	79
○開議の宣告	79
○諸般の報告	79
○議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算について	79
○議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	79
○議案第21号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	79
○議案第22号 令和3年度板倉町介護保険特別会計予算について	79
○議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算について	79
○閉会中の継続調査、審査について	81
○町長挨拶	82
○閉会の宣告	84
閉 会（午前 9時19分）	84

板倉町告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月5日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和3年3月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和3年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 同意第 1号 板倉町副町長の選任について
- 日程第 5 同意第 2号 板倉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 7 議案第 4号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 板倉町小口金融融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第18 議案第15号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第20 議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算について
- 日程第23 議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

日程第25 議案第22号 令和3年度板倉町介護保険特別会計予算について

日程第26 議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
赤坂	文弘	教	育長
落合	均	総	務課長
根岸	光男	企	画財政課長
丸山	英幸	税	務課長
峯崎	浩	住	民環境課長
橋本	宏海	福	祉課長
小野寺	雅明	健	康介護課長
伊藤	良昭	産	業振興課長
高瀬	利之	都	市建設課長
多田	孝	会	計管理者
小野田	博基	教	育委員会 教育委員会 局長
伊藤	良昭	農	業委員会 農業委員会 局長

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事	務局長
小野田	裕之	庶	務議事係長
伊藤	泰年	行	政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 ただいまから告示第13号をもって招集されました令和3年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員配付のみの陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり提出されております。

次に、今定例会に付議される案件は、人事関係議案2件、専決処分事項の承認1件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案9件、事務組合等の規約変更協議議案2件、補正予算議案3件、令和3年度当初予算議案5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番 青木秀夫 議員

11番 市川初江 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、2月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、2月19日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月9日から19日までの11日間と決定いたしました。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長施政方針の後、同意第1号及び同意第2号、承認第2号、議案第4号から議案第15号について、提案者からの提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第16号から議案第18号までの補正予算関係3議案及び議案第19号から議案第23号までの新年度の予算関係5議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日、本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係3議案について審査の上、委員会採決を行います。

第2日目の10日は、3名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について、委員長からの審査結果報告の後、審議決定を行います。

第3日目の11日は、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の12日は休会とし、休日を挟み、第7日目の15日から第9日目の17日までの3日間、予算決算常任委員会を開催し、新年度予算関係5議案の審査及び委員会採決を行います。

第10日目の18日は休会とし、最終日の19日は新年度予算関係5議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から19日までの11日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○延山宗一議長 日程第3、町長より令和3年度の施政方針を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

ただいまは、延山議長が、全国町村議長会表彰において、今2年間の県町村議長会の理事を務められたことをはじめとして、その他の功績も含めて高く評価をいただいたとのことでの表彰で、受賞でありまして、心からお喜びを申し上げます。お祝いを申し上げます。

また、10年前のまざまざとした光景がまだ脳裏にはっきりと浮かぶわけではありますが、依然として完全な復興には至っていないということも含め、犠牲になられました皆様方のご冥福と、さらなる幸せに向かってのご活躍も含めて、ご奮闘をお祈り申し上げたいと思っております。この件については、後ほどちょっと触れさせていただくわけではありますが、幸せ、あるいはさらなる復興を改めて祈念申し上げるところであります。

さて、国の令和3年度予算案の年度内成立は、衆議院を通過して、現在参議院に送付されておりますが、例えば否決されたにしても、衆議院の優先性というようなものを考えますと、ほぼ成立は確定したものと

うことであります。

コロナ関係あるいはオリンピック関係、その他、国会議員や官僚の不祥事等々について、何かと連日大騒ぎしているわけではありますが、こうして令和3年度第1回板倉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には一人の欠けもなくご出席いただきまして、大変ありがたく思います。ご苦労さまであります。青木委員長のお話のとおり、今日から11日間お世話になるわけではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、3月3日の菅首相の発表により、医療有識者といいますが、あるいはそれに部類する多数の皆様方あるいは首都圏関係知事等々の解除に対する慎重論のとおり、コロナ緊急事態宣言解除がさらに2週間程度再延長されることになり、首相自らが再度の国民に対するおわびを申し上げたわけであります。首相がおわびするということは、本来は頭を下げて済むものではないことも通例ではありますが、事初めての、日本の国としてのコロナに対する対策の陣頭指揮に立っているということも含め、初めてということで、さらにの責任の追及は、今の現状ではされていないということにもなるのでありましょう。後手後手に回った失敗も含めて、何兆円という我々の大事な税金が、風の吹くとおりに、ふっと吹っ飛んでしまったという表現も一部マスコミ等にはあるわけでもありまして、そういったことも含めて、そんなに簡単なことではないというふうにも思うところでもあります。

いずれにしても、感染防止対策は、さらに再延長されていますが、特別国民の前に、間違いなく止めるという、あるいは止めるための強い決意の具体的方策は述べられておりませんので、いわゆる基本の感染防止、拡大、拡散の基本の継続ということでありましょう。したがって、手洗い、あるいはマスク着用、3蜜対策、体温測定、多人数での飲食自粛あるいは換気等々を今までと同じく守りながら、何としても確実に安全数値まで引下げたいという努力を述べたにすぎないというふうに思うわけでありまして、我々もやむを得ず、そのほかに何かせよというような指示があれば、また皆で知恵を出し合っしてするということもあります。現状そういうことでもありますので、そういったものを我が地域も同じく注意し、努力していくということで、まさに今議会もコロナ制約下での同じく開催となっております。そういう意味では、11日間またよろしくお願ひしたいと思います。

さて、国では、菅首相の長男が絡む総務省官僚接待疑惑、連日報道されております。をはじめとした国民の模範にならない、複数件にわたり続いた与党議員の数々の連続した辞職あるいは大臣も含めた役職員辞任の問題、あるいは農水省官僚及び元農水大臣等々に絡む鶏卵生産業者との接待及び癒着、さらには献金等々の、さらにもっと進めば、ほかの名前がつくような疑惑も含めながら、そういったものもごさいます。

河井元法務大臣夫妻による公職選挙法違反の、まだ判決は出ておりませんが、そういった疑い、さらにはその原資と見られる、国民から回る、自由民主党に提供された1.5億円のうちのどの程度か分かりませんが、そういった面での政治資金問題、あるいはカジノ誘致に関する議員も逮捕されておりますし、その他桜、加計、森友問題の処理に至る根強い官僚の付度が根源と言われる一連の不祥事の問題や、オリンピック組織委員会会長の性差別発言と後任会長の選出過程に至る密室的低落ぶりのひどさも含めて、次々と今日まで、暮れあるいは秋口から露呈をずっとし続けておりまして、これほどまでの各方面の事態は、もちろん過去にないとは言えませんが、久しぶりであり、今までに類例にないほど、幾つかは大きな疑獄がありましたが、そういった意味では大変な状況が続いております。

この状況は、単に政治家や官僚の当事者と思われるような責任だけではなく、それを暗に世の中の常みたいな批評を加える国民感情、その程度は生きていく上にしようがないとか、十分日常生活ではあり得るとか、いわゆる暗に許しておく我々有権者である国民全体の政治に対する無関心や無責任が原因とも言えるのではないか。いつの間にか日本人は、物を言わず、語らず、笑ってごまかして、自分に火の粉がどんどん降りかかっているのも知らず、相変わらず世界の中流意識でいるという。それでいいのかという問題を強く私自身は感じているところであります。

国民の大多数が、どんな政治が置かれても反応しない体質になってしまったのか、あるいは圧倒的独裁的な状況での与党によるおごりの政治の横行に対し、国民の無関心体質がこれほど顕著に表れ、そして自らの生活基盤全般に降りかかっている姿に、改めて気づこうともしない。政治は誰のものであるのかという、いわゆる原点、権力者に私物化されてしまっているのではないかとこの危惧の念を抱いているというのも、国の有識者の中では強く言われている状況であります。

政治家自身にはもちろん、説明責任も含め、特権階級意識等もあるのでしょう。猛省が必要なのは言うまでもありません。国民が、政治は自分のものとして、さらに積極的に厳しい目で見ながら、選挙等を通して自らの1票の行使の在り方を大事にしていかなければ、一連の不祥事、忖度の問題は解決しないというふうに思っておりますし、何より民主主義先進国とは名ばかりの日本になってしまっているおそれを感じるのは、果たして私ばかりでありましょうか、そんなふうに思っております。

また、コロナ禍についても1年を経過し、第3波に至るまでの繰り返しの状況は、1年前の時点では言われてはおりましたが、それを具体的に経験し、なおそれが解決されずに、この先続いていくというようなものも含めて、1年前の時点での多くの国民は思っていなかったであろうと思っております。なぜなら、我が国は全て先進国だというような国民自身の錯覚とおごりがあったのではないかと思っておりますが、開けてみましたら、我々国民の感じている日本という自国の実態は、全ての分野で一流ではあったはずが、まさか安全安心から、医療から、経済から平和、平成の社会生活等々も含めて、こんな簡単にもろくも崩壊しようとは思ってはいなかったはずであります。

この1年間で、財政悪化も含め、テレワーク、ワクチン、検査体制、医療制度、医療防疫体制、外交、安全保障、外交とは薬品の確保とかで、いろんな意味もありますが、いずれの面においても世界で50番に入らない。我々がそれを真っ正面から見詰め、考え直さなければ、いわゆる今の日本の現状は虚像であるというふうにも私は考えておまして、オリンピック開催数を、ゼロのところもあれば、3回だ、4回だと争っているような、オリンピック開催数を増やすことが、あたかも一流国や先進国であるかのごとく、経済に偏った価値観の国であることは、私が改めて言うまでもなく、明らかになったと思っております。

この1年、医療崩壊の中で全力で闘う関係者あるいはコロナ経済不況から資金難と闘っている商工業も含めた各産業界の末端の我々の同志、それでも最悪状態が最少期間、最小規模で済みつつあることを現に今も願い、不自由に耐えている一般の国民が、予想以上のウイルス感染の拡大に自らやはり驚き、経済優先もさることながら、やはり病原菌を抑えなければという、いわゆる自ら伝染拡大のスピードの速さや大きさに驚き、生活が破滅するというを自ら感じ、結果的に自粛に近い形で今の現状、第3波が幾分か収まりつつあるような現状に向かったものと私は判断しておまして、実質政治は、我々の前で目標は示しても、具体的方策はほとんど示しておらなかったわけでありまして、そういう意味では政治の役割というのは、今日ま

であまりなかったものと思っております。

結局は、国民自身が自ら、このまんま増えてしまっただけでは家族も守れないということで、やはり外へ出るのはやめようという意識の塊が今の現状を抑え込んでいるというような状況であろうと思っております。今回の第3波も、収束とは言えない中、経済回復を至上命題としている菅内閣や東京都の総合的判断と言われておりまして、解除にこだわりつつも、やむを得ず緊急事態宣言延長が決定されたというのが現実の今の姿であろうというふうに思っております。

前述した政治的危険水域だと、現状あるわけでありまして、それは菅内閣の生命線として、国民感情に沿った判断をだんだんしつつあるようでありまして、その判断の難しさは物議を醸すほど、十分に難しさはあるということは承知しておりますが、そういう意味ではさらに2週間頑張るのだという。その先は抑え込めるということでもありますから、それは信頼して、一定の方向性がそういう意味では一応は出ておりますので、またこの先もごめんなさい、その先もごめんなさいでは、もう済まない状況に入っているということも逆に証明されつつありますので、オリンピックの開催のためだけでなく、第4波を招いて総合的な社会生活をこれ以上壊すことのないように、我々自身も含め、国の政治責任、政治家の政治責任も求めているかなければならないというぐらいの強い国民になるべきでもであろうというふうに思うわけでありまして。

話は変わりますが、先ほど開会冒頭、東日本大震災10年目ということで黙祷を行わせていただきました。先般、2月13日の午後11時過ぎ、またかと思う久々の大きな地震がこの地もございました。さすが、あれだけの経験をしたことにより、真夜中であっても役場の職員も、多少の時間差はありますが、多くの職員が真夜中に駆けつけていただき、それぞれ手分けして町内の大きな災いがなかったことを確認して、翌日午前3時半に解除したり、帰っていただく方には帰っていただき、対応させていただきました。

この地震も、後に東日本大震災の余震と言われた、知らされたわけでありまして、まさにしっかりと、何回も申し上げる、焼きついたあの3.11大地震、一番直近の「岩手、宮城、福島3県42市町村の復興道半ば」と題し、3月3日の毎日新聞8面に特集が組まれておりました。識見の高い議員さんでありますので、お読みになった方もおられると思いますが、あえてその中身を要約します。

そのうちほぼ復興した、復興率80%と感ずる、岩手県12市町村中、復興率80%と感ずる自治体が1、90から100%ハード面で復興したというのが11自治体。したがって、岩手県はほぼ、物的、ハード的復興はなされているのかなという感じがします。宮城県15市町村、その首長へのアンケート、復興率は全自治体と同じく90から100%。福島県、同じく15市町村中、復興率20から40%が4自治体、60から70%が4自治体、80から90%が5自治体、無回答が2自治体でありました。

したがって、黙祷をささげ、さらに完全復興がなされていない、これからの復興スピードを上げていただきたいも含めて、その黙祷であったと思っておりますが、その焦点はまさに福島県の復興であります。なぜ福島県かといえば、それは原子力発電所の問題が絡んでいるからでありまして、今朝もテレビでそういった、大熊町か飯舘村、あそこら辺です。の住民の帰還ができない、そういったテレビの住民へのアンケートがあって、今朝もなされておりました。

そういう意味で、帰還者の心やソフト面では、全県的にはソフト面では道半ば、ハード面では、岩手、宮城は申しあげましたとおり、ほぼ完了していると。福島で道半ばというような、特に原発関係自治体ではまだ20から30%、そんな状況であろうというようなことであります。まだまだそういう意味では遠い、現地

での時間的に遠い、続く闘いです。心から声援を送り、またご同情も申し上げながら、共に気持ちを察しながら、協力できるものは協力していきたいと思っております。

ということでありますから、当町自らの防災についても、一つ一つではありますが、問題点をクリアできるよう努力してまいっているところでございます。引き続き議員さんはもちろんですけども、町民各位にもご協力をお願い申し上げたいと思っております。

さて、3月は予算議会と申し上げますので、本論に入りますが、迎える令和3年度の国の予算においては約106兆6,097億円であります。前年比約4兆円の増となっております。9年連続で過去最大規模の予算であります。税収は、前年比6兆円減る予想となっております。国の財布に入る税金は、6兆円減となっております。それが、いわゆる経済の落ち込み、今回のコロナによる1年間の経済の落ち込みと、一応予算を立てる時点では見込んでいるということでもあります。

公債費11兆円の増となっております。収入は減っても借金をさらに増やして、11兆円の増となっているということでもあります。公債依存度が9.2ポイント上がり、40.9%、税収減と支出増を借金で賄っているという現状であります。また、国と地方の長期債務残高は、令和3年度末には1,209兆円に上ることが見込まれておりまして、令和2年度末見込み額から8兆円の増となる予定であります。これもまた、過去最大の額となっております。国単独で言いますと、約90兆円となっております。これはGDP、日本の国の国内総生産の177%、令和3年度税収見込みの何と約17年分の、1年間の日本の国の収入、税収の約17年分の借金に相当しているというふうに分かりやすく考えていただければよろしいかと思えます。

それを踏まえて、群馬県は、新型コロナ封じ込め加速予算あるいは新たな未来構築予算と銘打ちました予算で、医療、経済、行政や教育のデジタル化などの事業を中心として、平成20年度以降、もちろん同じく最大の予算規模となりました。予算総額7,650億7,700万円は、前年度から2.7%、約200億円の増となっております。しかしながら、県税収入は2,345億円でありまして、前年度から4.9%、120億円の減、前年度から2,000億円の増となっていることに比較して、県税収入は120億円の減、差引き320億円の収入不足も、例えば単純にそれだけを見ても、借金に頼らなければならない。県債の発行額は、その他も含めて1,119億円でございます。前年度から15.9%、154億円の増というふうになっているようであります。県、国はこのような情勢でありまして、それを踏まえての当町の状況としては、以下のものが挙げられます。

平成30年度までの庁舎建設あるいは広域防災情報システム整備などの借入れ増により、今後数年間は町債の返済がピークを迎えまして、町債の残高は、徐々にではありますが、減少傾向にあります。加えて、町債としてはカウントされていない医療事務組合、衛生施設組合、消防組合、ご承知のようにそれぞれが病院の改修をしたり、衛生施設関係についてはごみの焼却炉の新設をしたり、消防組合、その後も本庁舎の建て替え等々もさせていただいたということも含めて、施設建設による起債返還金の増加が続くということがさらに上乗せされますので、経常経費の増加は当分の間避けられないと。そういったものに対する借金の返済も、負担の返済が増えていくのは当分避けられないということでもあります。

基金については、貯金ですね、簡単に言えば、庁舎建設以降、大幅な減少はないものの、新型コロナウイルスの影響による税収減の終わりが見えない状況でありますので、改めてこういった大きな支出を突然しなければならぬかという可能性も含め、改めて気を引き締めた財政運営を行う必要があろうかというふうに、財政当局も含め、我々執行部も真剣に考えているところであります。

歳入におきましては、これまで増加傾向にあった町税収入が、企業誘致等により増加傾向に実はございましたが、ありがたかったのですが、そういった町税収入が、新型コロナウイルスの影響により、今年よりもさらに来年、次年度の経済の冷え込みも、マイナスもさらに大きくなるのではないかという予測も含め、現実にもう既に減少に転じておりました、金額で約7,600万円、今のところ、今年度の予想として、率にして3.8%、7,600万円の税収減を予測しておりますが、それより増えるかもしれません。税収減を受け、地方交付税と臨時財政対策債は、国が借金をして地方に配っているという現状から、やや増加をする見込みとなっております、共に1億円程度の増を見込んでおるところであります。

これを踏まえて、歳出につきましては、今年度の新たな重点事項として、既に議会にもお話を申し上げておるとおり、防災・減災に対する予算、新型コロナウイルス感染症対策に対する予算あるいは交通弱者の移動手段等に対する予算、小中学校のICT推進に要する予算あるいは同時に小学校施設整備に関する予算。

さらには、この地域は大きな意味での水災害地帯ということで、遊水地の治水に影響を、どういふふうにさらに遊水地を利用するかというような、近隣4市2町を中心とした、そういった治水に対する国等への陳情を含めた、大した額ではありませんが、重要な意味での活動に対する予算。

それから、住宅分譲推進。どうしても人口減あるいは流出、そういったことも含め、ニュータウンの充実を精いっぱい、最も重点としてこの10年間頑張ってきてはおりますが、住宅の分譲等々については、報告のとおりでありまして、そういった意味での分譲推進あるいは移住定住促進及び空き家等々に対する対策も含めた予算等々を中心に、他の事業の圧縮、削減も検討しながら、限られた財源を適材適所に配分するように指示をいたしましたものであります。

大きな新規事業としては、ご承知のとおり、先般発表させていただきました、町内2か所の高台に緊急避難場所整備事業、あるいはいろんな事情もありましたが、結果として南地区の路線バスの廃止に伴う、無料で運営するような形で計画しておりますコミュニティバス振興事業、さらにはまさに今、邑楽郡内、館林厚生病院あるいは館林が中心になり、郡5町一条乱れない形でコロナワクチンの接種を遅滞なく行うというようなもので協議が進んでおりますが、まだいつからというところまでの接種の出発の期日までが申し述べられない状況ではあります、何としても計画的に遅滞なく、郡内異論が出ないような、遅れたとか、ここは進んでいるとか、そういった、出ないような形での接種を目標に、話を進めながら、一つ一つこれも準備をしていっているという報告も受けておりました、そういったことに関連する予算等々が挙げられるわけです。

いつものとおり、職員には、無駄を省き、効率的な行政運営を進めるとともに、意識を高く持った任務遂行、親切丁寧な応接待遇を行うことを当然という気持ちで頑張ってくださいことを強く求めておりながら、ついこの間は、残念ではありますが、そういった10年間の指導をまた元に戻してしまうような、町民の皆様にも錯覚をして見られるような、過去のちょっとした問題等も発覚いたしましたということも含め、そういったものを一つ一つ誤解のなく、役場の職員の改革に立ち向かう姿勢を失わせるような、そういった問題にもならないように何としても対処していきたいとか、いろんな問題が次々と発覚もしていたりするということも事実でございます。

以上申し上げまして、これまで以上に徹底して真剣に頑張りたいと思いますので、今議会、先ほど申し述べましたように、議案20件、その他同意2件、承認1件等々でありますので、これからの11日間よ

ろしくお願い申し上げたいと思います。原案どおり議決いただきますように、また慎重なご審議をお願いしての結果として議決をいただければというふうにも思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、所信の表明と昨今の状況に対する私心を述べて、町長としての挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

○延山宗一議長 町長の施政方針が終わりました。

○同意第1号 板倉町副町長の選任について

○延山宗一議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、同意第1号 板倉町副町長の選任についてを議題といたします。

なお、本案は、中里副町長の一身上に関する案件でありますので、ここで中里副町長の退場を求めます。

[中里重義副町長退場]

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速ご審議をお願いしたいと思います。

まず、同意第1号の提案理由を申し上げたいと思います。ただいま除斥をさせていただきました副町長、中里重義氏の選任についてということでございます。

本案につきましては、板倉町副町長であります中里重義氏が、令和3年3月31日を任期満了として、本年度末日で任期満了となりますので、それを補うもの、あるいはそれに伴う人事でございます。同人を引き続きの推薦としたいと、お願いしたいというものであります。中里重義氏は、平成29年4月1日から板倉町副町長として、豊富な行政経験で培った高い識見に基づく指導力と行政行動力を十分に発揮し、私、町長の補佐役としての職務を遂行していただいているところでございます。今後も町の発展のために、その手腕を発揮されることが私自身も期待されるということでもありますし、また事実いろんな面で活躍もしておりますので、引き続き板倉町副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上申し上げましたが、よろしくご審議の上、同意をいただきますようお願い申し上げ、改めて人事案件でございますので、担当課長の説明は予定いたしておりません。

よろしく申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 質疑させていただきたいのですが、よろしいですか。

○延山宗一議長 質疑で結構です。

○10番 青木秀夫議員 それでは、少し町長にお伺いしたいことがありますので、よろしくお願いしたいと思います。

ただいま提案されました副町長選任に関する同意案について、町長に少し伺いたいことがありますので、後で答弁いただきたいと思えます。

日本の行政というのは、先ほど町長が言われるように、戦後70年以上、クモの巣のように絡み合った多くの法律に基づいて運営されているわけです。それが行政運営の原理原則となっていることから、法治国家とも呼ばれているわけです。多少ゆがめられたりなどというところはあると思うのですけれども、原則はそういうことになっておるわけです。この法治行政を実現するために、公務員は全て入職時、憲法、法律を尊重して、主権者である国民、住民に対して公正公平に職務を遂行することを約束し、宣誓書を提出して入職しておるわけです。ということは、公務員は、法律に基づいて公正公平な行政を遂行する任務、義務を負っておるとなるわけです。

そのような行政運営が大原則の中で、中里副町長は、当議会においても、法的拘束力がない法律があると。そして、その法律の効力を否定する発言をしているのです。会議録にこれは載っております。録音テープも残っているでしょう。

また、館林との法定合併協議会に設置されている幹事会の場合でも、例えば合併特例法は法的拘束力がない法律であるから、その法律に基づいて協議しても時間の無駄である、無意味であるかのごとき発言を再三されています。合併協議会の幹事会の議事録にもその発言は載っております。録音テープも残っているはずで

す。

中里副町長の板倉町議会、合併協議会ともに公の場における度々の法律否定発言です。しかも日時を超えて再三の発言です。単なる失言とは思えません。信念に基づいた発言としか思えません。

法律は、全て国会でされていることは言うまでもありません。「悪法も法なり」とのことわざがありますように、廃止か改正しない限り有効です。効力のない法律はないはずで

す。

法律は1万近くあるそうです。ほかの法律と重複しないように、できるだけ問題箇所、その要点部分に焦点を絞って、できる限り省略して法律を構成してつくられていると言われております。特例法とか特別法は、その典型例だと思います。条文も少なく、隙間だらけの大ざっぱな法律のようにも見えます。そういう法律は不完全な法律だと、欠陥のある法律であるから効力がないと中里副町長は自説を展開しているのですが、特例法は文字どおり特例ですから、それ以前にその基、親元になる普通法があるわけです。条文にない隙間は、その普通法によって埋めなければならないのです。合併特例法で言えば、その親に当たる普通法は地方自治法でしょう。また、いろいろ関連した法律もあるわけです。それに基づいて隙間を埋めることが可能なわけです。

また、条文にない隙間、空白は、クモの巣のように絡み合った法律の中から法的根拠を探し出して、埋めて当てはめるのです。それが法治行政の基本ではないのでしょうか。いつでも、どこでも、誰に対してでも、一定のルールに基づいて行政を遂行することは、法律のよりどころにするしか方法はないのです。法的根拠を探し出して当てはめれば、法治行政はできるのです。日本は法治国家です。中国や北朝鮮のような人治国家ではありません。恣意的な行政運営だけは避けなければならないはずで

す。

いろいろと述べてきましたけれども、副町長は、一般職員の模範となって指導監督する立場にもなるわけです。法律に基づいた中心的役割を担わなければならない立場にもなるわけです。この副町長の板倉議会や館林市との合併協議会における度々の法律否定発言は、この法治行政の中心を担う副町長の役割としては不

適任ではないかと私は思っております。

人の評価は人それぞれですから、町長の評価とはまた違うと思うのです。町長の副町長を選任されたその理由を、先ほど説明がありましたけれども、再度簡単をお願いします。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 青木議員の個人的見解は見解として承知を、ほぼそういったお考えであろうというのは、過去の町議会だより百五十何号でしたか、それから3回、4回にわたっての議論等々も含め、承知をいたしております。

しかし、私自身は、そのときにも簡潔に答弁をさせていただいたときもありますし、またあまりに考え方の相違があるということも含め、議会だよりを利用させていただいてということで、議会の広報委員会あるいは議長の了解も、私は介入はしませんが、自由に議論をしていただいた中で、私の意見も同時並行して、大局的にこういう考え方も町長は持っているということも含め、述べさせて、町民に知らせていただいたという経緯もございます。

ということでありまして、青木氏の意見は意見、考え方は考え方として承知はいたしておりますが、一連の流れの中で、私に対する副町長の忠誠あるいは行動も、一応は同じ見解には立っていないということで、例えば議会だよりに対しての寄稿みたいな形も、そこの基本的なものがあつたがために、出させて取り上げていただいたことはありがたかったというふうにも思っております。

そんな関係で、合併協議会が休止になったのも、それは私は、中里氏がかき回し抜いてぶっ壊したのだという意見は、そういう見方はしておりませんし、その他の面におきまして、私自身も暴論だとか指摘をいただいたようなこともあつたわけではありますが、それはそれとして私も反論させていただきましたし、お互いの意見の違いは違いとして尊重し、貴重なご意見に対して承りますが、先ほど申し述べました理由につきまして、まさに豊富な行政経験で培った高い識見に基づく指導力と行動力を持っているものというふうにご認定をし、4年間私の補佐役、町長として全てに精通しているわけではないという流れの中での、足りない分を、相談に乗っていただいたり、あるいは一緒に物を考えたりということも含め、今の現状におきましては、これは来年、再来年はまだ分かりません。とりあえず向こう4年間を頑張っていただけるものということでご推薦を申し上げるところであります。

そういうことで答えになるかどうかは分かりませんが、考え方の相違があるということと、青木氏のご指摘については、再三にわたってのご指摘でもありますので、了解もしておりますし、そういう考え方もあるということも、法律論の世界の中での意見の相違や考え方の違いもお互いに認めるということも、日本のそれがよい点でもあるということも含め、承知いたしておりますので、貴重なご意見として受け止めながら、推薦したいということでの提案でございます。よろしく全員の皆様でご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上。

○延山宗一議長 ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 副町長選任の同意に、反対の立場で発言させていただきます。

先ほど申しましたように、行政運営の根幹は、何としても法律に基づいた、ルールに基づいた行政です。いつでも、どこでも、誰に対しても、ルールに基づいて住民対応することが全職員にも求められているはずです。副町長職は、法律行政について、全職員の模範となり、時には指導監督する役割も果たさなければならない役割を持っているはずです。そのような副町長の職には、中里副町長は、日頃の発言からして適任ではないと私は思っております。それは、先ほども申し上げたように、板倉議会や合併協議会というような公式な場で、度々法律無効論を発言していることから、これは将来恣意的な行政の懸念があるわけです。心配があるわけです。そういうことから、副町長の選任の同意には反対いたします。

○延山宗一議長 次に、ただいまの件につきまして賛成討論を行います。

賛成討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○延山宗一議長 起立多数であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

中里副町長の入場を許します。

〔「議長」と言う人あり〕

○延山宗一議長 ちょっと待ってください。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ただいまは、議会としては同意をいただいたということでもあります。

青木議員の同人に対する心配あるいはその他今回述べられたことに対しまして、そうあってはならないということでももちろんありますから、しっかりと私の責任において監視あるいは指導等もしながら、青木議員の指摘が当たらないように、そして町民のために、月給も安くありませんから、一生懸命働くようにということも含め、また反対討論はある中、賛成をいただいた皆様に対しての顔向けになるように、一生懸命頑張らせますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○延山宗一議長 中里副町長の入場を許します。

〔中里重義副町長入場〕

○同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命について

○延山宗一議長 日程第5、同意第2号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続きの同意第2号であります。板倉町教育委員会委員の任命についての提案を申し上げたいと思います。理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員であります小菅富子氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となるものでございます。これに伴う人事ということでもあります。

小菅富子氏は、板倉町教育委員会委員として、平成29年4月1日から、その高い識見に基づいて、指導力、行動力を十分に発揮され、その職務を遂行していただいております。適任者として、1期ということでもありますし、慣れたところで十分にその職務に取り組んでいただけるものと期待しながら、小菅氏を引き続きの任命をお願いいたしてきたと。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上申し上げましたが、人事案件でございますので、課長のこれ以上の説明も用意しておりませんが、ぜひお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して採決することに決定いたしました。これより同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時04分)

再 開 (午前10時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

○承認第2号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第8号））

○延山宗一議長 日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第8号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続きよろしくお願いします。承認第2号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第8号））についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和3年2月9日付にて専決処分を行った令和2年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について承認を求めるものであります。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,799万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を78億428万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に1,819万8,000円を追加、繰入金から20万円減額するものであります。歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の費用として、衛生費に1,799万8,000円追加するものであります。また、繰越明許及び債務負担行為歳出についても所要の補正を行うものであります。

今回の専決処分の理由ですが、新型コロナウイルスワクチン接種については、国が主導するものの、実際の接種に関する業務は市町村が行うこととされております。不確定な要素が多い状況ですが、国が示した日程により、接種体制を早期に整備する必要があることから、その整備に係る費用を専決処分として対応したものであります。

以上、ご報告申し上げましたが、担当課長より、さらに説明を加えますので、よろしくご清聴いただきながら、質問があればいただいて、その上ご承認を賜ればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、承認第2号、令和2年度板倉町一般会計補正予算（第8号）についてご説明させていただきます。また、お手元に補足資料を配付させていただきました。後ほど説明させていただきます。

今回の補正は、全て新型コロナウイルスワクチン接種のための事務費用となります。歳入歳出それぞれ1,799万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億428万円とするものであります。

2ページ、3ページは、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます。

4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正、追加です。4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,799万8,000円の繰越しです。新型コロナウイルスワクチン接種のための事務費用を予算化して、全額を次年度へ繰り越すものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正、追加です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業人材派遣委託料、限度額1,000万円です。人材派遣委託については、令和3年度も実施する都合上、債務負担行為補正を計上しております。

なお、この専決処分を行った直後に、国からの通達によりまして、令和3年9月までに必要な事務費用は令和2年度中に予算化するよう通知があったため、後ほど提案する3月補正予算で計上しております。

5ページ、6ページは事項別明細書で、2ページ、3ページの明細で、同様の内容ですので、省略させていただきます。

7ページ、歳入です。15款2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費

補助金1,819万8,000円の追加です。ワクチン接種のための事務費補助金で、全額国費で対応いたします。

19款2項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金20万円の減額であります。ワクチン接種の国庫補助対象に職員の時間外勤務手当が該当となりますので、一般財源を充てていた分を基金繰り入れから減額し、財源の組替えを行うものであります。

次に、8ページを御覧ください。歳出です。4款1項2目予防費、説明欄ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,799万8,000円の追加です。この歳出につきましては、令和2年度のワクチン接種体制の準備費用でそれぞれ計上させておりますが、主なところだと、クーポン券の作成、郵送、予約受け付け体制の構築、接種会場の備品購入等に係る費用を計上しております。ワクチン接種自体の費用については、令和3年度の当初予算で計上しております。

また、このページの補正財源の内訳について、本日お手元に配付した資料により説明いたします。併せて御覧いただければと思います。

特定財源と一般財源の表の中の金額、合計金額が違っております。補正財源の内訳の欄です。これは、職員の時間外勤務手当が、国庫補助金の補助対象となりましたが、当初予算で計上した予算で賄えることから、今回の補正は歳出に計上しておりません。時間外勤務手当を歳出に計上しておりません。そのために、補正財源の内訳欄に20万円のずれが生じていますが、一般財源から20万円減額して、特定財源の国庫支出金に20万円増額する財源組替えを行っております。

補正財源の内訳のところ、特定財源、国庫支出金1,799万8,000円で、それが下に下りてきて、合計欄で1,819万8,000円になっていて、ここで合わない。一般財源のほうで、合計欄は三角の20万円になっておりますが、上の内訳のところに入っていないということでもあります。

それを本日配付した資料で説明させていただきますと、上の細かい赤枠の中、ここがこの表の中では表記されておきませんが、隠れた部分で、下の表記されない以下の数値がありますというところでもありますけれども、財源内訳のところ、国庫支出金で20万円がプラスになり、一般財源のほうの20万円が減額になると。この時間外勤務手当の20万円分についてを財源の組替えを行ったということの表であります。

そのようなことでもありますので、ご了解いただきたいと思いますが、これは予算システムの仕組み上、歳出がないためにこのような表記になってしまうということでもありますので、ご了解いただきたいと思います。

以上、承認第2号、専決処分いたしました板倉町一般会計補正予算（第8号）についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。

新型コロナウイルスワクチンは、医療関係者を手始めに、今国内で順次行われているわけですが、新型コロナウイルスワクチンの供給も暫定的というのですか、今回第4回が昨日ですか、入ったような報告を受けていますけれども、下々の者に対しての接種については、年度明け、5月とか6月とかというようなあれもありますから、不確実な状況になって、現場も右往左往しているような報告もございます。それによる補正の提案だと思うのですが、8ページにつきまして幾つか質問させていただきます。

まず、4行目です。印刷製本費として100万円の計上があります。この印刷製本というのは、どのような

ものを印刷製本して、どのように使用するかご説明いただきたいと思います。

中段下ほど、システム改修委託料ということで140万円計上がございますけれども、何のシステムをどのように改修するかご説明いただければと思います。

下から2行目、予約システム使用料ということで、これは3万円ということですが、どこの予約システムをどのように使うと3万円の追加になるのかということで、3点私がいまいち分からない点がありますので、ご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまのご質問でございますが、まず初めの印刷製本費がどのようなものを印刷するかということでございますが、こちらにつきましては、今現在予定しているのが、各種案内のチラシの印刷ということで、実際にクーポン券を郵送する際に、まず幾つかの国がひな形を示したものと、あとそれと今回ファイザーになるわけですが、ファイザー用の薬品の説明書、それに加えて、今後予約していくのに必要な予約システムのやり方、またコールセンターの番号等、複数のものを印刷してということ。あと、それと予診票の印刷も含まれている。それら全てを含んで100万円ということで今回は計上させていただきます。

実際の何部という、そこまでが、実際は、今回計上しましたのは、高齢者分ということで計上させていただいておりまして、今後また補正でということになっています。

[何事か言う人あり]

○小野寺雅明健康介護課長 細かい……というような印刷の内容となっています。

[「システム改修」と言う人あり]

○小野寺雅明健康介護課長 システム改修につきましては、G. B e _ Uの健康管理システムの改修ということで、今回のコロナウイルスのクーポン券との一括発行機能、特別発行機能、接種結果の個別取り込み機能、集計機能等をG. B e _ Uに追加するための費用になります。

次に、予約システムの使用料でございますが、こちらはその上にあります、県予約システム委託料と一体になっていまして、県の総合窓口という、ラインでの予約を今考えていまして、そちらの委託料の40万円と、それと3月の1か月分のシステムの使用料として3万円というふうな計上をさせていただいております。1か月分ということで。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今回準備段階での補正かなというふうに認識しております。実施内容については、令和3年度の予算のほうに入っているのかと思いますので、またそのときに質問させていただきますが、うちにも高齢者がおりまして、ニュースを見ながら、いつ回ってくるのだろうと。どういうふうにやるのだろうということで、やるわけですが、これも日程がある程度確定しないと、こういう配布物というもの配布できない状態かなと思いますので、できるだけ確実な状態で早く情報提供していただいて、実施につなげていただければと要望いたしておきます。

システム改修については、もともとあるものにコロナのワクチンに関するものを組み込むという認識でよ

ろしいのかなと思います。

予約システムについては、県のシステムを使うということですが、今ラインの予約というようなお話があったのですが、これはよく一般に言われるアプリのラインを使って予約を実施するというようなことでよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 こちらはラインを使っての予約となります。それなので、そのラインの予約と、あとはコールセンターというふうな2通りで、電話でも予約できるようにしますし、あとラインが使える方はラインでも、空き日程とかが見られるようにして、そこから予約しますと、きちんといついつ予約ができましたというふうに戻ってくるような、そんな県のシステムを使いたいというふうに思っています。

以上です。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議案第4号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定について

○延山宗一議長 日程第7、議案第4号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第4号であります。板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等、その他あるわけですが、使用等の公営に関する条例の制定についてということであります。提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から6か月を経過した令和2年、昨年暮れの12月12日から施行されたということであります。この改正及び施行に基づき、板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営について条例で定めるものであります。

以上、上位法の変わったことによりということでご説明申し上げたところでありますが、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご同意いただくようよろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、議案第4号 板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長の先ほどの提案理由のとおり、町村の選挙におきます立候補に係る環境改善のための公職選挙法の一部改正が行われました。これに基づきまして、板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営につきまして、町条例で定めるものでございます。

それでは、各条文を簡単に、内容につきましてご説明させていただきます。

まず、第1条では、本条例が板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成の公営に関して必要なことを定めるものとするを規定しております。

次に、第2条でございますが、自動車の使用の公営といたしまして、選挙運動用自動車の使用は、6万4,500円に、立候補の届け出があった日から選挙の前日までの日数、無投票の場合は告示日1日に乗じて得た額の金額を限度に、自動車を無料で使用することができること、ただし供託物没収とならない場合に限ることを定めております。

第3条では、自動車の使用の契約締結の届出といたしまして、自動車の使用の公営の適用を受けようとする候補者の方は、ハイヤーやタクシーなどの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者やその他の者と有償契約を締結し、町選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めております。一般乗用旅客自動車運送業者以外との契約の場合は、自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用のそれぞれの個別の契約が必要となります。また、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ることとなります。

次に、第4条でございますが、自動車の使用の公費支払いの限度額を、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合と一般運送契約以外の契約である場合で、自動車の借入れ、燃料、運転手報酬について、それぞれを定めてございます。

次に、第5条でございますが、自動車の契約が、同一の日に、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約と一般運送契約以外の契約、先ほどの個別の自動車借入れ、燃料、運転手の報酬、そういった契約と重なっている場合、候補者の指定するいずれかの1つを契約とみなすということを定めてございます。

次に、第6条でございますが、こちらからは選挙運動用ビラの作成に関しての規定でございます。選挙運動用ビラの作成の公営に関しまして、第8条の規定により算出した金額の範囲内で、ビラを無料で作成ができることとしております。ただし、供託物没収とならない場合に限ることを定めております。

次の第7条では、ビラの作成の公営を受けようとする候補者は、ビラの作成を業とする者との間において、ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないことを定めております。

第8条でございますが、ビラの作成の公費の支払いについて、公費負担限度額の計算、候補者からの申請に基づきまして、供託物没収とならない場合限り、町がビラ作成業者に対して支払うことを定めておりま

す。

第9条でございますが、こちらは選挙運動用ポスターの作成に関する規定でございます。選挙運動用ポスターの作成の公営に関しましては、第11条の規定により算出した金額の範囲内でポスターを無料で作成することができること。ただし、供託物没収とならない場合に限ることを定めております。

次の第10条でございますが、ポスターの作成の公営を受けようとする候補者の方は、ポスターの作成を業とする者との間において、ポスターの作成に関し有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないということを規定しております。

第11条でございますが、ポスターの作成の公費の支払いにつきまして、公費負担の限度額の計算や候補者からの申請に基づいて、供託物没収とならない場合に限り、町がポスター作成業者に対して支払うことを定めております。

第12条でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項に関して、委員会が別に定めることを規定しておりまして、届出書、申請書等につきましては、板倉町選挙管理委員会が板倉町議会議員及び板倉町長の選挙における選挙運動用自動車の費用等の公営に関する規定を定めることとなります。

最後に、附則でございますが、公職選挙法が令和2年12月12日から施行とされておりますので、この条例につきましては、公布の日から施行いたしまして、同日以後、その期日が告示される選挙から適用するものといたしております。

以上、簡単でございますが、条文につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第8、議案第5号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第5号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案につきましては、令和3年度から令和5年度までを1期とする第8期介護保険事業計画策定に基づき、本条例についても一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、介護保険料率適用期間の設定及び同期間における第1号被保険者の介護保険料の改正であります。1点目は、介護保険料率を適用する期間を、第8期介護保険事業計画期間と同様に、令和3年から令和5年度までとするものであり、2点目は、介護保険料基準額となる第5段階の額を月額5,300円、年額6万3,600円と定めるものであります。これは、第7期介護保険事業計画時に定めた基準額と同額であるため、全9段階の保険料もそれぞれ同額となるところであります。

以上ご説明申し上げましたが、これについては課長の説明は予定しておりませんが、内容を十分加味した上で、ご審議、ご決定賜ればというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議案第6号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第9号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第9、議案第6号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第9号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第6号から9号までは、令和3年1月25日に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴う関係条例の改正でありますので、一括してご説明させていただくものであります。

初めに、議案第6号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、標記条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、本町の地域密着型サービス事業者に関係しますのは、認知症対応型通所介護の地域と連携した災害への対応の強化と小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しであります。また、全ての地域密着型サービス事業者に共通する内容は、事業者の質の向上に関すること及び利用者支援に関することとなっております。

次に、議案第7号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、4行にわたる非常に長い名称であります。それらに関する基準が改正されたため、標記条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、本町の地域密着型介護予防サービス事業者に関係しますのは、介護予防認知症対応型通所介護の地域と連携した災害への対応の強化と介護予防小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し、また全ての地域密着型介護予防サービス事業者に共通する内容は、事業者の質の向上に関すること及び利用者支援に関することであります。

次に、議案第8号であります。板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本案につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたため、標記条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、指定居宅介護支援事業者の質の向上に関すること及び利用者支援に関することとあります。

次に、議案第9号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてということでご説明申し上げます。本案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、いわゆる上位法が改正されたため、標記条例の一部を伴って改正を行うものであります。

改正内容につきましては、指定介護予防支援事業者の質の向上に関すること及び利用者支援に関することとあります。

以上、議案第6号から9号までを一括してご説明申し上げましたが、いずれも上位法の改正に伴う改正は共通するところとあります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても担当課長のご説明は予定いたしておりません。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

初めに、議案第6号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第13、議案第10号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第10号であります。板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、本年2月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、傷病手当金の対象となる新型コロナウイルス感染症についての文言修正等の改正を行うものであります。この改正により、傷病手当金の支給に関して運用上の変更が生じるものではありません。文言の修正の改正ということであり、支給に関して運用上の変更は生じるものではありません。

ということで、以上が改正の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜れればと思います。

ということですので、同じく担当課長の説明は予定をいたしません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。

文中のベータコロナウイルス属のコロナウイルス、括弧書きで「令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る」という表記がございますけれども、昨今、変異体が出てきております。この変異体も同列としてみなすような認識でよろしいのかどうか確認させていただきたいと思っております。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 変異体につきましても、改正になりました、こちらに該当するという事です。よろしくをお願いします。

○延山宗一議長 そのほかに質疑ありますか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第14、議案第11号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第11号であります。板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案につきましては、オンライン資格確認等の実施に伴い、健康保険法の一部が改正されたことを受け、助成条件等を明確に規定するため、文言修正等の改正を行うものであります。

なお、この改正により、福祉医療制度の運用上の実質的な変更が生じるものではないということでありませぬ。

同じく担当課長の説明は予定いたしておりませんが、よろしくご審議いただければというふうに思います。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第15、議案第12号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第12号をお願いいたします。板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正したいということの条例でございます。

本案につきましては、群馬県と連携して実施しております小口資金融資制度について、売上げ減少等の要件を満たした場合の借換え制度を継続して実施をすべく、いわゆる厳しい条件に置かれている立場の皆様方に対して、さらに条件を緩和して、期間も長く継続するということになるのだろうということでもあります。借換え制度を継続して実施すべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、令和3年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を併せて行うものであります。

改正内容については、同2条第1号中、「第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業、第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び第13項に規定する接客業務受託営業」を「第5項に規定する性風俗関連特殊営業」に、一括して、まとめてですね、改めるものであります。

また、附則に定める借換え融資の申込み期間を1年延長し、令和4年3月31日までとするものでもあります。

以上、ご説明申し上げましたが、これについても述べた内容そのものでありますので、担当課長の説明は予定いたしておらないところであります。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第16、議案第13号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続きお願いいたします。議案第13号 板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、板倉ニュータウン産業用地及び商業用地の企業誘致促進を目的として、進出企業に対し、町独自の各種優遇措置を講ずるものですが、条例第2条第1号及び第2号について、都市計画法の一部改正による項ずれが生じたため、改正を行うものであります。

また、産業施設立地促進奨励金及び商業施設立地促進奨励金については、指定事業者の固定資産税を基準としておりまして、課税の特例等が該当する場合においては、その部分についての適用はしないことを定めているところですが、課税の特例等については、条例第4条第1号に規定した条例によるもの以外にも板倉町税条例で規定しているところから、所要の改正を行うものであるということであります。

以上、ご説明申し上げましたが、同じく担当課長の説明は予定いたしておりませんが、ご疑問があったり聞きたいことがあれば、ぜひご質疑をしっかりとした上でご決定賜ればと思います。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○延山宗一議長 日程第17、議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第14号であります。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議ということでもあります。

本案につきましては、本町も組織団体となっております群馬県市町村総合事務組合に、館林市が新たに組織団体として加入することになるということです。群馬県市町村総合事務組規約別表第2の5の項の事務（地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務）の共同処理を、館林が加入して、新たな、プラス館林という形で、令和3年4月1日から行うための規約の変更ということになります。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、同法第290条の規定により、加入関係議会の議決を求めるところになっておるところであります。

改正理由は以上でございますので、改めての担当課長の説明は予定しておりませんが、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

○延山宗一議長 日程第18、議案第15号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、お疲れのところ恐縮ですが、議案第15号でございます。群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議ということで、加入関係市町村においては、全て議案第15号と同様の議案の協議をしているということでもあります。

本案につきましては、本町も共同設置団体となっております群馬県市町村公平委員会に、令和3年4月1日から、沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西

吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、これは厚生病院関係です。西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が加入し、また令和3年12月24日から、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入するため、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更が必要となりますが、この変更にあたっては、共同設置団体と協議を行うこととなっておりますので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。新たに加盟する皆様方を承認しながら、以下加えて、そういった新しいメンバー、組合で運営をしていくという、そういう内容であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございますので、これも担当課長の説明は改めて予定いたしておりません。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について

議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○延山宗一議長 日程第19、議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第21、議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

○栗原 実町長 すみません、副町長から代わって説明を申し上げますので、許可をいただきたい。

○延山宗一議長 中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、命によりまして、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

議案第16号から議案第18号につきましては、先ほども説明がありましたとおり、令和2年度各会計の補正予算でありますので、一括して説明させていただきます。

初めに、議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第9回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ1億4,635万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を76億5,792万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金に82万8,000円、国庫支出金に1,241万3,000円、寄附金に1,510万円、町債に420万円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料から1,290万円、県支出金から2,461万4,000円、繰入金から1億4,122万9,000円、諸収入から15万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、衛生費に460万8,000円、商工費に570万9,000円をそれぞれ追加し、総務費から3,700万2,000円、民生費から4,714万7,000円、農林水産業費から1,287万6,000円、土木費から2,770万8,000円、消防費から904万4,000円、教育費から2,063万6,000円、公債費から225万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をする行うものでございます。

以上が令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）の説明でございます。

次に、議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,465万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,236万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、8款繰越金に6,312万9,000円を追加し、7款繰入金から847万8,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、4款基金積立金に2,634万7,000円、7款諸支出金に2,907万円をそれぞれ追加し、1款総務費から76万6,000円を減額するものでございます。

以上が令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明でございます。

最後になりますが、議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ564万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,564万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金に1,612万6,000円を追加し、繰入金から1,727万4,000円、町債から450万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道費から564万8,000円を減額するものでございます。また、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上、令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。

以上、議案第16号から議案第18号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。この関係につきましても特に課長の説明は予定しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第16号から議案第18号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第18号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

- 議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算について
- 議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第21号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和3年度板倉町介護保険特別会計予算について
- 議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○延山宗一議長 日程第22、議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算についてから日程第26、議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、議案第19号から議案第23号までの提案理由につきましても、私のほうから説明させていただきます。

まず、議案第19号でございます。令和3年度板倉町一般会計予算でございます。本案につきましては、令和3年度板倉町一般会計予算について提案するものでございます。歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ55億7,600万円と定めております。前年度に対しまして、9,400万円、1.7%の減となっております。

歳入予算の内訳といたしましては、町税19億2,327万5,000円、地方譲与税8,530万円、利子割交付金150万円、配当割交付金450万円、株式等譲渡所得割交付金500万円、法人事業税交付金850万円、地方消費税交付金2億8,600万円、ゴルフ場利用税交付金900万円、環境性能割交付金850万円、地方特例交付金1,160万円、地方交付税11億5,000万円、交通安全対策特別交付金150万円、分担金及び負担金1,197万5,000円、使用料及び手数料2,799万8,000円、国庫支出金5億1,657万3,000円、県支出金4億5,573万7,000円、財産収入678万7,000円、寄附金4,000円、繰入金4億4,336万1,000円、繰越金2億円、諸収入7,169万円、町債3億4,720万円となっております。

歳出予算の内訳といたしましては、議会費8,919万3,000円、総務費7億5,048万7,000円、民生費17億7,871万7,000円、衛生費6億2,087万円、労働費24万8,000円、農林水産業費3億1,510万円、商工費1億4,515万円、土木費4億6,492万5,000円、消防費3億967万9,000円、教育費6億5,051万7,000円、災害復旧費1,000円、公債費4億3,610万1,000円、諸支出金1万2,000円、予備費1,500万円となっております。

そのほか、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上で令和3年度板倉町一般会計予算について説明を終わります。

次に、議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ1億7,295万6,000円と定めております。前年度に対し812万1,000円、4.9%の増となっております。

歳入予算の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 1 億2,881万5,000円、繰入金4,392万3,000円、諸収入21万5,000円となっております。

また、歳出予算の主なものといたしましては、総務費155万8,000円、後期高齢者医療連合納付金 1 億6,818万7,000円、諸支出金21万1,000円、予備費300万円となっておりますのでございます。

その他一時借入金につきましては、議案書のとおりでございます。

以上が令和 3 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。

次に、議案第21号 令和 3 年度板倉町国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ19億8,608万2,000円と定めております。前年度に対しまして 1 億5,632万4,000円、7.3%の減となっております。

歳入予算の主なものといたしましては、国民健康保険税 4 億178万2,000円、県支出金13億9,886万4,000円、繰入金 1 億7,389万8,000円、繰越金1,000万円、諸収入151万3,000円でございます。

歳出予算の主なものといたしましては、総務費3,570万円、保険給付費13億8,361万7,000円、国民健康保険事業費納付金 5 億3,203万4,000円、保健事業費2,111万8,000円、諸支出金360万7,000円、予備費1,000万円となっております。

その他、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和 3 年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

次に、議案第22号 令和 3 年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ13億4,282万4,000円と定めております。前年度に対しまして5,819万円、4.5%の増となっておりますのでございます。

歳入予算の主なものといたしましては、保険料 3 億101万1,000円、国庫支出金 2 億5,633万6,000円、支払基金交付金 3 億4,098万5,000円、県支出金 1 億8,982万円、繰入金 2 億5,465万9,000円となっておりますのでございます。

また、歳出予算の主なものといたしましては、総務費5,270万1,000円、保険給付費12億2,529万1,000円、地域支援事業費5,951万4,000円、予備費500万円でございます。

その他、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和 3 年度板倉町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

最後になります。議案第23号 令和 3 年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億398万9,000円と定めております。前年度に対し1,269万3,000円、6.6%の増となっております。

歳入予算の主なものといたしましては、使用料及び手数料6,510万2,000円、繰入金 1 億1,888万3,000円、繰越金1,000万円、町債1,000万円となっております。

歳出予算の主なものといたしましては、下水道費 1 億284万9,000円、公債費9,814万円、予備費300万円でございます。

その他、地方債につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和 3 年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

以上、議案第19号から議案第23号までを一括してご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第19号から議案第23号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第23号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前11時32分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和3年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月10日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
日程第 3 議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第 4 議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者
小野田	博基	教育委員会 教育事務局長
伊藤	良昭	農業委員会 農事事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
小	野	田	裕	之	庶	務	議	事	係	長
伊	藤	泰	年	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○延山宗一議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり順を追って質問をしていきたいと思っております。

教育委員会への質問でありますので、まずは小野田局長には退院おめでとうでございます。長い目で十二分ご自愛なさってください。

赤坂教育長におきましては、就任おめでとうございます。何も存じ上げないものですから、いきなりの質問で申し訳ございません。教育長という立場から、当町の教育を背負う意気込みの一端でも今日伺えればと思っております。よろしく願いいたします。

まずは、就任した抱負をお聞かせいただければと思います。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、教育長としての抱負と目標についてお話しさせていただきます。

目指すところは、「学びの充実」です。その学びを充実させていくための方策については、いろいろなやり方がありますが、私は「凡事徹底」という目標を掲げて取り組みたいと思っています。

今、教育改革が叫ばれています。英語、道徳の教科化、ICTを活用した情報教育、個別最適な学びの充実を図るための35人学級、また板倉町では、今年度から小学校再編が行われました。これらの施策の先にあるものは何でしょうか。それは、この施策によって子供たちが社会に出て、自己実現を図り、十分に力を発揮できるようにさせたいということだと思います。私は、教育長として、板倉町の子供たちが将来社会に出たとき、思う存分力が発揮できるように、今直面している学びを充実させていきたいと思っています。

そこで、その学びを充実させるために「凡事徹底」、この言葉を切り口にした目標を掲げて、学びの基礎基本を大事にした教育を行っていきたくて考えています。これは、日常の中の当たり前のことをないがしろ

にせず、基礎基本を大事にし、徹底して行う、こういう意味です。「不易流行」という言葉が言われますけれども、流行を追いながらも、不易の部分も忘れてはならないと思っています。ICT教育などの流行を取り入れることはもちろん大切なことですが、流行を取り入れた学びの基盤にあるものは、教育の不易の中にある、そんなふうになっています。

学びを充実させるための基礎基本、例えば鉛筆は毎日きちんと用意する、宿題はしっかりやる、提出物は期限を守る、友達には優しくする、早寝早起き朝御飯、いろいろな凡事があると思いますけれども、こういう凡事の指導については、こだわりを持って徹底して身につけさせていきたいなど、こんなふうになっています。宿題はいつも忘れる、提出物もいかげん、夜遅くまでゲームをして朝は起きられない、でも勉強だけはしっかりやります。こんな芸当はできません。凡事徹底ということ、ある学級だけでなく、学校全体、町全体で取り組んでいけば、きっと想像以上の成果につながるのではないかと思います。学びの基礎基本、生活習慣の基礎基本が身についてくると、学ぶ意欲も向上してくるはずで

私は、教育長として、板倉町の子供たちに、直面している学びを充実させるためにも、この凡事徹底を目標に掲げて取り組んでいきたいと、そういうふうに思っています。教育に近道はありません。板倉町の子供たちの将来を見据え、当たり前と思われていることを丁寧に、こだわりを持って徹底して取り組んでいきたい、このように考えております。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ありがとうございます。今の抱負を聞きますと、今年度出ましたこれの一部、ほとんどがこれに書かれているのかなと思います。

この件に関しましていろいろ聞きますが、やはり変革について、ICTの活用と情報教育について語ってました。今や欠かせない、1軒に1台ではなく、1人1台の時代になっております。検索など辞典を調べるよりもこちらのほうが早く答えが分かってきます。情報は限りなく何でも分かってしまう。これを導入することは、今では普通のことだと思っております。二、三か月前になりますが、学校への電子黒板、タブレットの購入時の予算が議会にも諮られました。当時もその波に乗かって、昨今ではありますが、ただそのとき気になったのが、電子黒板によりタブレットへ映し出される。そうすると子供たちは下しか向いていないのではないかと先生は電子黒板しか見ていないのではないかと先生と子供たちの接触が希薄になるのではないかと気にしております。その辺はどのように解消していくつもりでしょうか、お聞きできればお願いします。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今ご指摘いただきました電子黒板、それから1人1台タブレット端末の配置ということについては、板倉町については来年度から、スタートから取り組んでいくということです。その実施に当たりまして、今板倉西小学校では、先進的に先行実施ということで電子黒板、タブレット端末を使った授業のほうを進めております。今ご指摘のありましたように、電子黒板、タブレット、下を見て個別の学びはありますけれども、先ほど申し上げましたように、教育の不易の部分については教科書を使い、ノートを使い、そしてしっかりノートを取り、そして自宅に持ち帰り、自ら家庭学習をする、復習をすると、こういう授業

はとっても大事なことだと思います。今ご指摘にあったことも気をつけながら進めていきたいと。既に西小学校では先行実施をしております、そのことについても十分配慮した指導を行っております。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もちろんICが全てを判断するわけではないでしょうが、優しい先生の声かけ、期待をしております。

その次に、不易流行と文が続いております。このため安心もしております。不易流行の次に凡事徹底とありました。凡事徹底よしとするということです。自分はこの言葉は、恥ずかしい話ですが、最近知ったわけです。どこで知ったかといいますと、県内の高校野球が全国優勝したときに、監督がこの言葉を使った。意味が最初分からなかったの、10年ぐらい前ですか、今年の春は多分出ないと思うのですが、その監督が凡事徹底ということでした。基本を大切にするというふうなことです。打つ、取る、走るかなと思ったら、そうではなかったのです。この先生が言う凡事徹底というのは、玄関に上がると靴はそろえて、必ずそろえる。ごみが落ちていたら拾うと。その学校が甲子園に出ますと、必ず映像にユニフォーム姿で周りのごみを拾うところから始まっております。今でもそうです。それもグラウンドではありません。学校の周りの道ですね。ああ、これが凡事徹底なのかと、大変感動もしましたし、これを教育長から聞いたときに、またまた感動もしました。期待もしております。

ここまで来ると、凡事徹底は、ある意味家庭教育から考えていかないといけないのかなと。しつけと言ってもいいと思います。普通のことを徹底してやる。今の家庭では、ごみを拾う、靴をそろえる、それよりもまずは勉強しろと。点数を取れといったような、そちらが重要視されがちで、先生もそれに答えようとしがちなのかなと思っております。教育長には、凡事徹底、道徳教育の充実により、これから質問に入りますが、いじめ撲滅へつなげてほしいと思います。期待もしております。広報の中だけの文章に基づいた質問でしたが、どうもありがとうございました。

次の質問に入ります。最近、いじめの要因という理由で、あだなが禁止といった記事を目にしております。果たしてそうでしょうか。何でもかんでも禁止ではなく、度を越したときに注意で十分のような気がします。先生が忙しいあまり、子供たち一人一人に目が届かないのかなと心配もしております。ユーモアをクラスの和みにできないのか。なかなか計り知れない今の学校生活なの問題だと思っております。子供目線がないがしろにされていると取れるような気もします。

当町における小中学校のいじめについてですが、全国的にも2019年、この質問は、本当は去年するわけだったのですが、今年に、一番最初の質問ということで、統計がおとしになってしまうのですけれども、2019年度全国調査発表によりますと、いじめを認識した学校は、全体の82.6%と過去最多となっております。これだけ話題にもなり、社会現象にもなっておりますが、なかなかなくなるのがいじめなのかなと思っております。それも特に小学校では、5年前に比べて約4倍となっており、いじめにより心身に重大な被害を負ったり、長期の欠席を余儀なくされたり、楽しいはずの学校生活が一変されることとなっております。また、新聞によりますと、重大事態、これまでで最も多いと出ておりました。

そこで、文科省は、都道府県教育委員会などに認知を徹底するよう再三求めていると聞いておりますが、これというのは、学校側がいじめについて把握しづらい環境なのか。それか子供たちのいじめが巧妙かつ陰

湿による認識しづらいのだとしたら、いじめに遭っている子供たちにすれば、最大の不幸な環境の中にいるということになるのではないのでしょうか。それを裏づける数字として、学校が把握した児童生徒の自殺は317人、これは小中学生317人、1日1人の割合になると思います。平成以降初めて300人を超えて深刻な状況は続いていると新聞は続けています。

群馬県内でもいじめによる自殺があったのですが、おとしですね。これなどは、県の教育委員会では、いじめが直接の原因ではないと判断しております。もし新教育長から意見があればお伺いしたいのですが、この事件について知らなければ結構です。どうでしょう。群馬県内のいじめによる自殺がありました。ところが、県の教育委員会は、直接の原因ではないと判断をしました。これは中学生の女の子だったような気がします。存じておりますか。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 その件については、新聞のほうにも掲載されていたかと思えます。新聞記事の中ですけれども、承知しております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 では、当町に話を戻して、通告書どおり順に質問をしたいと思います。

まず初めに、町としては、いじめについてどのように考えているのかお伺いしたい。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 当町におけるいじめについての所見ということでお話をさせていただきます。

近年、様々なところで大きく取り上げられることの多い、このいじめの問題についてですけれども、教育に携わる者として真剣に向き合わなければならない問題だと、このように捉えております。いじめについては、いじめ対策推進法の施行に伴い、児童生徒に対し、心理的または物理的な影響を与える行為で、インターネットを通じて行われるものも含めて、その対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものである、このように定義されていると思います。つまり、学級内等のある一定の人間関係の中で、ある行為がいじめであるとか、いじめでないとかの問題ではなくて、いじめに遭った被害者が精神的な苦痛を感じれば、これをいじめであると、このように捉えていると思います。

いじめが起こるときの考え方についてなのですが、諸説ありますけれども、いじめ集団の4層構造論というのが現在のいじめについての的を射ている考え方だと思っています。いじめをつくるのは、被害者、そして加害者、そしてそれをやし立てる観衆、さらにそれを見て見ぬふりをする傍観者、それらが4層の構造になっていじめが深刻化してくるといふ、このような考え方です。

また、いじめが深刻化しなくなるには、この傍観者がいかに仲裁者になるか、こういうことが大事だとも言われています。私も教育の現場の経験から、この考え方はよく理解できるものです。ちなみに、中学校でいじめが深刻化してしまう一つの原因に、この傍観者という取り巻きがいじめの仲裁者になりにくいと、こういう現状があるというふうな報告もあります。

いじめは、被害児童生徒の生きる権利を著しく侵害し、心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるものと理解しています。板倉町の各学校においても、いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子

供にも起こり得る、こういう認識を持って教育活動に当たっているところでもあります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 いじめの定義がはっきりしたわけですが、1つこんな例が新聞に載っておりました。自分のうちの子供がいじめをしていると学校から連絡があり、びっくりして子供に問いました。しばらく黙っていましたが、その子供がこういうふうに言ったのです。友達が掃除の時間に遅れてきた。それも2日続けて。友達だそうです。2日続けて。それなので用具室に閉じ込めたそうです。それで、学校側が、これはいじめだと判断したのでしょうか。親御さんに言ったわけですから。これはどういうふうに取りますか。友達が掃除に遅れてきた、2日続けて。それでみんなで用具室にその子を閉じ込めた。基本的には向こうにも、学校側から、掃除に遅れてきたのですよ。こちらにはそういう事情で、それまで親は何も知らないわけです。子供がそういうふうに言ったから知って、自分が親だったら、それはいじめかねというところにきまずけれども、教育長はどうでしょう。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 先ほどいじめの定義についてお話をさせていただきました。いじめに遭った被害者が精神的な苦痛を感じれば、いじめであるというような定義を持っていますので、今お話にあったところは、学校としてはいじめということで対応するべきだというふうに考えております。確かにいじめについては、加害者、被害者、両方の立場があるわけなのですが、要するにそれがいじめであるかどうかという問題よりも、まずその問題、嫌な思いをしている子供が現実にいるということに対して、やはりしっかり指導の手を入れていくということがまずとっても大事になってくるのではないかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 では、掃除に遅れてきたということは二の次、三の次になるわけですね。これを逆に言えば、担任の先生に、その子が、あの子はいつも掃除に遅れてくるのだと話せばこんなことはなかったと思います。逆に、その模範解答みたいなのがマニュアルであれば、校長先生から担任に言えるかもしれない。担任から校長先生に言えるかもしれない。子供から担任に言えるかもしれない。そうではなくて、多分、想像ですが、友達ですから、ゲーム感覚だったかもしれない。そこは分からない。ところが、その時点で自分は、ああ、これはいじめだと感じたのでしょうか。だから、先にそちらに、先生に言ったわけです。僕はいじめられましたと。こうやって閉じ込められました。何でと聞いたときに、何でがあったかどうかは分からないのですけれども、その辺も総合的に判断できるのは、やはり常に担任とクラスの子供たちだと思うのです。先ほども言いましたけれども、電子黒板とタブレットの時代になってしまいますと、その辺も希薄になるのかなと大変危惧をしております。その辺はどうでしょうか。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 このいじめの問題を発見するというのは、とっても難しい状況がいろいろあると思います。小さなことから大きなことまで、本当にケース・バイ・ケース。ケース・バイ・ケースで起きているので、なかなかこのぐらいは軽いだらうと思って見逃してしまうところが、後で指導が十分でなかったり、こ

のくらいは大丈夫なのかなという学校側の甘い判断の下に、後になってから大きな問題に発展したということは多々起きているのではないかと思います。学校としましては、ささいなことでも、一つの児童生徒が嫌な思いをしているというのがいじめの定義であるのだとすれば、嫌な思いをしているという現実を見詰めて、その時点でまずしっかり指導の手を入れていくということがとっても大事になってくるのではないかなと、このように考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今教育長が言ったとおりなのです。加害者はそれほど気にはしていない。被害者はもう冰山のごとく大きくなっているわけです。それがいじめの。どちらが先に先生に言うか、その違いかなと思う。加害者は言いません、必ず。被害者がこういうことをされましたということだと思えます。

次の質問に参ります。町内の児童生徒のいじめ状況を確認はされたことありますか。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 町内のいじめの状況については確認しております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それらは解消に至ったわけですか。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 解消に至っているものもあれば、現在継続指導中というものもございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 いじめをなくす対策として、具体的にどういうものなのかお伺いしたいと思います。なくす対策です。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、いじめをなくすための対策についてお話しいたします。

学校では、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有しております。この認識を具現化したものが各学校で作成しているいじめ防止基本方針です。この基本方針を基に、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けて取り組んでいます。

いじめの早期発見、早期解消に向けての取組についてなのですが、まず毎月生活アンケートというものを実施しています。いじめの発生をできるだけ早く把握したいと、こういう意図からです。毎月実施することで、小さないじめについても把握することができ、早期発見につなげています。また、教師の観察、保護者や子供からの訴え、Q U検査という検査があるわけなのですが、年2回実施しております。このQ U検査というのは、学級集団の構成、それから学級の問題点というのを把握するためのテストです。このようなことを中心に細心の注意を払いながら問題の把握に努めています。

また、いじめが発生してしまった場合については、校長を中心に校内いじめ防止委員会というのが設置されていて、当事者、保護者、その他多くの方々から意見を聞いたり、場合によっては教育相談員、学校にはスクールカウンセラーもおりますので、スクールカウンセラーなどにも加わっていただいて、迅速な対

応を行っているところであります。

また、いじめ未然防止に向けた取組、ここのところも私はとっても大事だと思っています。いじめが起きてからの対応ではなくて、いじめを起こさない対応ということで、児童会、生徒会主催のあいさつ運動あるいはいじめ防止集会、あるいは道徳の時間に教科書の中にいじめを取り上げたテーマで授業を組むということも今度の教科化の中に盛り込まれていますので、道徳の中でいじめについて深く考えたり、あるいは町はいじめ防止フォーラムもあります。人権標語、人権作文あるいは小学校においては積極的な異学年交流なども行っています。また、何より各学級では、そういういじめを起こさない、居心地のよいクラスづくり、学級づくり、こういうことが重要になっていますので、担任のほうを中心に取り組んでいるところであります。

このように各学校では、学校生活の様々な場面でいじめを未然に防止する活動というふうなことを取り組んでおります。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今のも踏まえて重大事態対策ガイドラインというのが国でつくられていると聞いております。その辺の各学校への徹底がなされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 いじめの重大事態への対応についてなのですが、各学校では、いじめ防止基本方針に基づいて、こんなふうに定義しています。学校では、重大事案については児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害があり、または相当期間、30日程度にわたり、被害児童生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続している状態、こういうことについては重大事案というふうに捉えています。先ほどご質問がありましたように、この重大事案については、板倉町では学校の最重要課題の一つと考えておまして、小学校、中学校、いじめ防止基本方針の中に盛り込んで取り組んでいるところであります。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 最近、携帯によるSNS等からのいじめが始まっていると聞いております。もう真っ最中かと聞いております。これに対してどのような対策を学校はしているのか、お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、SNS等のいじめについてのご質問についてお答えしたいと思います。

子供たちが携帯電話のメール、それからインターネットを利用する機会は、近年急激に増加しているというふうに思います。子供たちの生活スタイル、人間関係づくりの面で多大な影響を与えているのかなと感じるところです。板倉町としても、GIGAスクール構想によるICT、この機器の活用で情報モラルの教育というのは喫緊な課題であるのではないかなというふうに捉えています。

こうした中で、各学校では児童生徒に情報モラル教育を実施したり、児童生徒及びその保護者を対象に、情報モラル講習会を開催したりするなどして迅速に対応しているところであります。

また、道徳の時間においても、小学校高学年から計画的にSNSの問題を題材に取り入れて、こうした問題に多面的、多角的に対応しているところです。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 いずれにしても、専門的な部分が多いわけですが、広く意見を求めるのも必要かと思っております。教育長には、俯瞰した目で方向性が示せばいいかと思います。

また、これ本の話になるのですが、吉野源三郎さんが書いた「君たちはどう生きるか」、これは80年前に書かれた本ですが、今では日本PTA全国協議会推薦とあり、特にいじめについて書かれたわけではないのですが、いじめの場面も出てきます。先ほど教育長が言いましたように、傍観者、仲裁者、これが露骨に出ている本です。基本的には、仲よしの友達が4人いまして、その中で1人いじめた。いじめた……80年前の話ですからね。そうしたら、そのいじめた子にあんちゃんが出て、あんちゃんが出てくると。あんちゃんが4人のうち1人を殴るのです。80年前の話ですから、申し訳ないですけども、鉄拳とって殴るのですね。それを残りの3人が見ていて止められなかった。傍観者、仲裁者になれなかった。それを一生悔やむみたいな話なわけなのですが、今ならやはり先生なり親なりに報告して、子供たちの世界ではどうしてもそれが解決できない、子供たちだけでは。

特にいじめでひどいのは、いじめられているほうが悪いみたいな話になっておりまして、これを親なり先生なりに話すということは一番悪い、「チクリ」なんていう言葉になっております。これを先回りして、どうか先生方には頑張ってもらいたいのですが、この本、特に漫画になっておりますので、低学年生でも読みやすくなっております。自分もこれは孫から教えてもらった本なのですが、主人公はいじめに遭っている友達を助けられなかったことに悩み、それについてある意味での道筋を解いているような本であります。80年前に書かれましたから、今ではかなりかけ離れてはいますが、今現在でも、より陰湿になり、巧妙、それにパソコンや携帯などによりピンポイントで大勢による言葉のいじめ、先生や親が入り切れないいじめだと思っております。それらを踏まえたところで、限りなくゼロに近くなくしていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問があちこち飛んでしまいましたが、町の教育向上のために、これからもよろしくお願いいたしますと思います。

次の質問に入ります。コロナ感染ですが、当町でも感染者が出ております。ただ、新聞に表になって載っておりますが、個人情報の兼ね合いですか、本当のところは当町の実数がかめない。1月10日付では板倉町3名、これ今日の新聞を切り取ってきたのです。今日も3人。増えていないですね、1月から。もちろんこの3名の方も完治したのですか、町長。

〔完治しているの〕と言う人あり〕

○3番 森田義昭議員 完治していますよね。当町は3名と出ていますが、管内では当然175名と出ておる、今日の新聞。そうしますと、比率ではありませんが、板倉町も陰に隠れた人数がかなりあるかと思えます。もし話せる範囲でお伺いできればと思いますが、どうでしょうか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

〔小野寺雅明健康介護課長登壇〕

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまの森田議員さんのご質問に対しまして回答いたします。

今管内と、あとは実際の数字ということでございますが、実数といたしましては、群馬県が公表しています板倉町の陽性者数につきましては、先ほど議員さんからもありましたとおり3名でございます。しかし、実人数につきましては、群馬県との覚書に基づきまして、個人情報の提供が実際はあります。しかし、この提供を受けた個人情報につきましては、ほかに知らせ、またはほかの目的で使用してはならない。加えまして、個人情報がほかから特定されることがないように使用しなくてはならないというふうに覚書でされておまして、町として公表できるのは速報ではなく、速報というのが、例えば管内というふうに出て、すぐにその方が板倉町とか、そういうのは言えないのですが、速報ではなく、これまで板倉町全体での陽性者数くらいは答えができますので、答えたいと思います。

板倉町の実際の陽性者数につきましては、14名でございます。ですので、館林保健所管内と公表された方のうち、11名が板倉町ということに実際はなります。

以上でございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 基本的にこの3名は、1月からずっと今日まで載っているわけですね、数字が。誰だか分かりませんが、多分載せた方は、まだ俺のあれが載っているよと思っているかもしれないし、載せない方は、ああ、載せなくてよかったなと思っているかもしれない。それは別に個人情報ですから構わないのですが、朝日新聞のアンケートで、コロナ感染で一番心配なのは、1番が健康より世間の目だとして出ております。表沙汰にしないことによって知らず知らず感染が広がってってしまうのではないかと心配になるのですが、その辺はやはり隣のうちの人が感染していれば、何かのあれで連絡は来るのですか。それも秘密、保健所のほうから来るとか。濃厚接触者でなければ来ない、濃厚接触者には来るわけですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 実際は、濃厚接触者になりますと連絡が行くわけですが、濃厚接触者ではない、ご近所であったとしても、ご本人から話がなければ保健所等から行くことはございません。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 知らず知らずに周りにいるのか、いや、板倉は相変わらず3人だよと安心するのか、この辺も安心安全な面から考えまして、相反しているような気もいたします。自分もたまたま風邪を引きました。去年から今年の初めにかけて。普通の風邪だったのですが、風邪は、ある先生が言っていたのですが、人間は一生の間に360回は風邪を引くそうです。切りのいい数字だったので覚えていたのです。これが詳細が熱だけだと。それも微熱が二、三日続きましたか。それで、何でもなかったのですが、次の日が自分にとって大事な公務がありました。これに参加していいものかどうか迷いました。取りあえず朝起きて、一番に前橋のコロナウイルス相談所へ電話して症状を訴えました。相談所の方に、どこに行ったらいいですかねと。症状を聞かれました。味はしますかと。せきはありますかと。全然大丈夫ですよと。では、普通の町医者でいいですということ。それから医者に行ったのですが、熱があったものから、院内には入れてくれない。車で待っていると。熱を測って、先生、コロナ感染ではないですかねと。先生は言いました。それはPCR検査を受けないと分からないよと。受けると言われたから、受けませんと言ったのですが、それでも

公務は用心を取って欠席をさせていただきました。本来なら、これぐらいの風邪で医者なんかは大体行かないです。町医者に、自分が通院する医者は一軒もありませんから、風邪ぐらいでは行かない。だけれども、ここへ来て責任を感じまして、コロナウイルスという名前だけで、これだけ普通の風邪も変わってしまうのかと考えさせられた今日この頃であります。

次にですが、ワクチンの接種方法について伺いたいと思います。今、このニュースは毎日のように報道されております。報道されますが、毎日のように変わっております。これはどのように捉えるか。この質問をする前に取りあえず、本当に板倉町にワクチンは来るのですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 これも今の情報ですと、4月26日の週には、これも全国の市町村に1箱ずつは配送するというふうなことになっています。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 政府の発表によりますと、住民票がある各市町村単位と聞いております。当町で独自の方法というよりも一括接種と新聞にも出ておりました。これについて、1か所で65歳以上を優先して、65歳以上の数分ワクチンが来ればいいのですが、数分来ないときの、今風で言えばトリアージというのですが、選択するのはどういった方法があるわけですか。板倉町としてはどういった方法を考えているわけですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 町として考えておりますのは、人数分が来ないという考えが今のところありませんで、実際に国が言っているのは、まずは先ほど言いましたように4月26日の週には全国の市町村に1箱、その後、65歳以上の方を全てに打てる数を6月中には配布をするというふうに言われていますので、それに向けた、クーポン券の発送とかに向けて今準備を進めているところでございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 1箱というのは何人分ですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 実際に1箱というのが、中に瓶が900……実際に1個の瓶から5人分接種ですと975回分ですか、実際にお一人が2回接種となりますので、その半分の人数ということになります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これも最近の新聞記事ですが、県内に65歳以上の高齢者は58万人と。その中で4月中に供給予定の高齢者向けが1万725人分と。板倉町は65歳以上は何人いらっしゃるのですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 今現在の高齢者数につきましては、4,800人強でございますが、実際に予防接種を実施する方につきましては、来年度中に65歳になる方も含めますので、おおむね5,100人強の方がいら

っしゃいます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それで5,100人分は間に合うのですか、1箱で。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 1箱では間に合いません。それなので、継続的に入ってくるのが前提となっています。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 新聞記事によりますと、板倉町は一括接種、1か所に集まってやるのだというふう
に報道されていたのですが、人数分は集まらない。そのほかに日にちが決まるわけですね。その日に都合が
悪い、または身体的に一人では歩けない。そういったことは……これ聞いたほうがいい、予行練習はなさっ
たのですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 予行練習はまだ実施しておりません。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 では、体の不自由な方、一人では歩けないという方はどのようにして会場まで来て
もらう予定にはなっているのですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 その問題につきましては、今検討中でありまして、国、県からも通知等が来て
おりまして、介護高齢、介護保険の担当と一緒に施設入所者、それから自宅で介護を受けている方等につい
ての接種の方法については検討していかなくてはならないというふうには考えてはいますが、今問題、私とし
て問題として考えておりますのが、訪問で接種したとしても、15分、そうすると先生が滞在しなくてはなら
ないとなった場合に非常に、1件打って帰ってしまうわけにはいかない。1件打ったら15分から30分様子
を見るというのがありますので、そこら辺をどう解決していくかというふうな問題があるというふうには考
えています。

あとそれと、一気に打つのではなく、65歳以上の高齢者につきましては、おおむね12週で終えるように
というふうな国からの指示がありまして、約3か月間で、実際に接種をしますのを週3回とかを今考えており
まして、その中で空き時間等を見て予約をしてもらいまして、ワクチンを無駄にしないように予約制で行
っていきたいというふうには考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 日々報道される内容からしましても、問題が多過ぎて何から聞いていいかこちら
も戸惑ってしまうのですが、では一括接種ではなくて、期間が設けられているということですね。それで、
このワクチンは、かなりデリケートでわがままですよ。マイナス70度にしておかなくてはいけない。そうい

う施設が町内に、当町にあるわけですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ファイザー製のワクチンにつきましては、今議員さんからもありましたように、非常に低温で保存しなくてはならないところがありまして、板倉町におきましても、国から3月下旬に1台のそれ対応の冷蔵庫が譲渡されるというふうななっています。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 冷凍庫があるわけですね。町に。国から配付されて。解凍するのに3時間、3時間で解凍して何時間以内が有効時間なのですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 このワクチンにつきましては、情報では解凍して常温に戻りますと6時間以内に接種をしなければならないということになっています。

「冷蔵の場合は」と言う人あり]

○小野寺雅明健康介護課長 冷蔵の場合は5日間。ですから、解凍して、まずは普通の冷蔵庫に入れておけば5日間もちまして、そこから常温にしますと6時間ということになっています。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 どちらにしましても、何事も初めてなものですから、受けるほうも、これを提供するほうもかなり暗中模索といいますか、そういう点があるのかと思います。この間もテレビでやっておりましたが、受けるほうはすぐ受けられるように半袖で出しておくと。お年寄りがみんな厚着をしてきたら、それだけでも時間がかかってしまうみたいなこともやっておりました。でも、本当にそうかもしれないです。打ってからまた保留時間があるわけですから、大変なわけでありますが、それと副作用につきましても、基本的には女性だけみたいですね、今のところ。それが何で女性だけかというのも国もまだ分からない。今研究中なのでしょうけれども、どうかスムーズにワクチン接種が行われることを望み、本日の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○延山宗一議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前 9時53分)

再 開 (午前10時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[4番 本間 清議員登壇]

○4番 本間 清議員 4番、本間です。3月に入りますと、桜の便りが各地から聞こえてくるようになりましたが、今日、人々の話題は、感染拡大から既に1年以上猛威を振るっている新型コロナウイルスから始まると思います。これほどの世界的パンデミックになろうとは、ウイルス感染症の第一人者や研究者でない限り、誰がこの現状を予測できたことでしょうか。

このような中、コロナウイルス収束の切り札となるのか、日本国内においていよいよワクチン予防接種が始まりました。このワクチン接種効能により、一刻も早い収束を願うばかりですが、人は一生の間に想像もつかないほどの出来事や災いに遭遇することがあるとすれば、それは今起きているこのコロナ禍がそうであって、100年前に起きた人類史上最大と言われているスペイン風邪のように、後に歴史の1ページに記憶されることは間違いありません。

それでは、通告に従いまして質問をいたしますが、質問の内容が重複する部分もあるかと思いますが、ご了承のほどよろしくお願ひします。初めに、板倉町総合計画の中から、合計特殊出生率についてお聞きします。「地域で支え合う安全なまち いたくら」をスローガンに、令和2年度から令和9年度までの板倉町総合計画が策定され、計画期間8年間に及ぶ板倉町の将来像が描かれていましたが、どの自治体でも解決するのが困難な課題の一つに挙げられますのが、少子高齢化による人口減少問題だと思います。日本の総人口は、平成16年12月の1億2,784万人をピークに人口減少時代に入りました。板倉町の人口は、およそ30年前から1万5,000人ほどとあまり変動はありませんでしたが、現在は1万4,000人ほどに減少しております。このまま何も手を打たなければ、令和27年には1万人を割るだろうとの予測もあります。このような中、総合計画では、計画最終年度に達成可能な目標人口として1万3,300人の確保を目指しております。

そこで、お聞きしたいと思いますが、1人の女性が生涯に産む子供の平均を表す合計特殊出生率は、平成30年度で全国では1.44、群馬県は1.47、板倉町は0.86となっており、全国及び群馬県は、板倉町と比較しますといずれも1.4以上であり、板倉町は1.0未満の出生率です。長期的に人口を維持するには、合計特殊出生率は2.07とされている中、板倉町は極端な出生率低下が見られます。そして、今なお出生率は低いままであります。町は、出生率の向上を図り、活力のあるまちづくりを実現するため、今まで様々な施策を実施してきたと思いますが、なかなか成果を収めることが困難であったかと思ひます。この総合計画では、どのようにして合計特殊出生率の向上を図るのか。今まで実施してきましたことも踏まえまして、具体的なことをお聞かせいただければと思ひます。あわせて、邑楽郡内の市町の合計特殊出生率も分かりましたらお聞かせください。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、お答えいたします。

総合計画の中で合計特殊出生率について記述をしております。合計特殊出生率、15歳から49歳までの女性の年齢別の出生数を合計したものでございますが、1人の女性が平均して生涯何人子供を産むのかを推計したものであります。議員おっしゃったように、令和元年度における板倉町の合計特殊出生率1.05であります。全国平均が1.36、群馬県の1.40に比較しますと大きく下回っている状況であります。

そのような中、町では過去に、現在もですけれども、様々な対策を講じさせていただいております。町独自の支援策でありますけれども、中学校の給食費無料化をはじめとして、子育て支援金、または0歳児紙お

むつ券の給付、チャイルドシートの購入費補助、高校生世代の入院費の無料化、英語検定料の半額助成など、他の自治体にはない町独自の子育て支援策、いわゆる経済的な支援をさせていただいております。

また、やはり結婚しないと子供も生まれないという日本の状況でありますので、婚姻率を引き上げるために婚活イベントを開催するとか、カップリングデザイナーさんをお願いするとか、そのような結婚のきっかけづくり等を行っているところであります。

また、郡内の状況であります、板倉町、令和元年度1.05でありましたが、明和町が1.43、千代田町が1.12、大泉町が1.09、邑楽町が1.22、館林市が1.19という状況でありまして、板倉町については、その中では低いということにはなっております。

以上です。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今、出生率、ほかの市町のもお聞きしましたけれども、意外とやはり多くないといひましようか、ちょっと私もこのことは今日お聞きしてみようと思ったのですけれども、初めて聞きまして、板倉町も低いのは確かに一番低いですが、やはりこれは全国的な影響、また町内自体にしても減少時代に入っているということでしょうか。去年の全国での出生数は、全国で87万人と速報値ですが、発表されました。四、五年前ぐらいまでは出生数は100万人以上であったと思いますけれども、今年はもう既に80万人を割るだろうとの予測が出ております。これからしましても、もう一自治体だけの努力ではどうにもならない時代に入っているのかなと思います。板倉町としましても、いろいろ子供さんが生まれる前から、小学生、中学生、高校生と色々な支援を行っておりますけれども、なかなかやはり成果が上がらないのが本当かなと思います。

それらいろいろやっておりますけれども、それでもこれからは現実的には出生数はあまり見込めないということも前提にしたまたまちづくりも必要になってくるのかなと思います。そういった考えはネガティブですと言われるそうですが、町はこの辺のお考えどうでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 本間議員の指摘のとおり、有効対策かなと思われるものを、平野部であり、なおかつ1万人を越す町、自治体では、我が町は対策を最大限に打っているほうだと思います。裏返せば、学校給食費、予算規模の、それだけで約1%とか、先ほどそのほか羅列したもの、それは若い母親が比較的見た目より貧困であると。あるいは生活基盤として子育てに入ると一挙に苦しくなるというようなことも踏まえて、やはり一般論でいえば厳しいところへスポットを当てるということで、思い切りそこへ精いっぱい対応をしているわけではありますが、限度があります。館林市との合併の問題におきましても、1%が全然出せないという相手方が原因で壊れたというのも、その理由の大きなものかもしれませんし、そういう意味では、打てる対策は全て打っているという感じもしますが、打開策はないのかということであれば、財政力が、あるいは財政規模が小さい町では一つは限度があるということを踏まえ、それでも人口減少が進めば、より収入を大きくすることは、人口減少が進めば進むほど、個人1人頭の分け前は多くなるという、今言われた考え方が極論ですが、そういう方策も、要は板倉町が幸せになるかどうかということになりますので、そういったことも含め、企業誘致等々を進め、さらに進めることも含めて、例えば8,000人で60億円の予算と、1万4,000人

で60億円の予算ではどちらが1人頭予算が回るかといえば、そういう論理も例えば成り立つわけでありませぬ。いずれにしても、人口増加策につながるような予算も含めながら、収入増大をできるだけ図っていくというのは、いかなる状態にも避けられない。あるいは一人一人の町民の幸せの条件は、万が一子供が全く生まれない状況が起こったとしても、お金の豊かな人は幸せかもしれませんし、いろいろ考えようによってはあるわけでありまして、基本的には町の財政基盤をさらにしっかりしていくということは重要不可欠なものであろうというふうに考えています。

あとは、先ほど比較をすれば、例えば令和元年度は1を、少なくともまだ超しているわけですが、千代田町、館林市、大泉町等は1.2、1.15ぐらいから下、全て下でそんなに変わらない。明和町と邑楽町はややよろしいという流れの中で、いずれにしても差異が、小さいくわで差異があるということは、競争になるわけでありませぬから、投資の競争ももちろん、あるいはサービスの競争ももちろんということだ。同じであればそういうサービスの競争もなくても済むということでもありますので、やはり自治体の、極端に言うと、大きくすることによって、例えば邑楽郡が一つの自治体であれば、板倉が1.0だとか、どこが1.5とか、そんなことは考える必要もないし、板倉町が、今から館林や大泉に住もうとて、移動人口は関係なくなる。もっと大きいエリアになれば移動人口はやはり出ますけれども。そういういろんな考え方も、ケース・バイ・ケースによっては成り立つわけでありませぬので、今後貴重な人口の減少は否めない。全自治体において、中で発生してくる利益、いわゆるサービスに回せるお金をどういうふうに有効に使うかと。逆に言うと無駄に使わないということを考えるときには、やはり論理的には合併論というもの、あるいは自治体の大きくなる均一化を考えていく場合には、やはり必要なことなのかもしれないとか、いろいろ定かではありませんが、考えるところはあります。つまるところ、今の現時点では、一つ一つを、企業誘致等々も含めて、新しい手当があつたら本間議員にも、例えばこういうものをつつたらいのであらうとかご指摘をいただくことは非常にありがたいことでもあります。我々も一応真剣に検討している流れの中で、この先、例えば給食費を5,000万円、50人を目当てに例えば出生数を確保するとすれば、5,000万円を給食費に使うのと、子供を産んでくれた人に100万円くれるのと、50人、例えば100万円くれて産むのであればとか、一つの政策を固定化する必要もないであらうし、それはその都度、その都度みんな考えていくということになるのであらうと思います。

特に今年あたりは、間違いがなければですが、ここに住民環境課長が来ておりますが、1月の出生数なんて2人ぐらいかな。2人ということは24人の計算に、計算上はなりますよね。コロナの状況、昨日も今村議員等から質問が出ましたが、町の駐車場も収入が半分、カウントの仕方によっては3分の1と、そういう激減をしている中で、町の子供の生まれるそのものも、恐らく先ほど日本全体で80万人を切るとかお話も出ましたが、恐らく我が町も含めて、そういう意味ではこのコロナの影響でさらに大きく今年、来年あたりは落ち込むのかなということを考えるときには、ある意味ではこれだけやっても、これだけやってもという根源は、全部子供を産むことをお金で解決しようとしているような施策って、そういうものきりないわけですよ、基本的に。果たして自分も含めて子づくりが、お金で子づくりしたのかということといえば、そういうことではないのかもしれないということも考えますときに、いかに安定をして幸せ感を感じながらみたいな、不安材料を一つ一つ取り除いていくということも含めて、やはり子供を増やしていくという、こういう成熟社会に入っていると、そういう考え方も必要なのかなと。

そういったときに、板倉町の防災は、果たして板倉町の置かれている、そういう面は、若い人たち、これからの世代の人たちにとって果たして住みたい町なのかどうかと、言いたくはありませんが。いろんな総合的なマイナスの欠点も多少は影響しているのかなと。そして、厳しければ厳しいほど、住んでいるところが、残念ながらよりよい場所を求めるという人間の習性。ですから、ほかから板倉町に入るより、外へ出ていく人間のほうが多いというのも、どこに原因があるのかということも含め、総合的にこれからも分析を続け、打てる対策を打ち続けていきたいという以外にないのだらうと思います。はっきり言えば、非常に中期計画あるいは長期計画、計画としては敷き、それに対して全精力を傾けるという姿勢で計画もつくるわけですが、その実現、事人口の増加については、日本全体も世界から反して極端な、すぐ、もう韓国は日本以上の状況、中国もそういう状況になりますが、今世界で最も老齡化に加速化している日本の中で、板倉町も、幾らあえいでもなかなか防ぎ切れないのかなという感じがして、私も今日は実は本間君の質問をいただいたときに、努力をしても、その努力の結果が出ないむなしさ、どなたかにでも代わってもらえればという、この点に関してはですよ。正直言ってそんな感じもしないような無念さも抱えながら、なおそれでも頑張っていかなければならないという決意でおるところであります。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 この人口減少問題は、やはり誰がやっても結果が出せないということに尽きるというような、今答弁に思えましたけれども、それでもやらなくてはならないという、その町長の胸中を察します。これからまたいろいろ質問しようと思ったことは、もう既に町長に答えられてしまって、どうしようかという感じになっているのですけれども、通告のとおりやっていきたいと思えます。

次に、出生率目標達成についてお聞きしたいと思います。令和2年度から令和6年度までを計画期間とした第2期人口ビジョン総合戦略の最終年度、令和6年度に合計特殊出生率を1.35と目標を設定しております。この合計特殊出生率1.35は、板倉町過去5年間の出生数からしますとかなり困難な数値と思えますが、実現可能な数値なのでしょうか。

また、この数値が実現された場合、1年間に生まれる板倉町の子供の人数は何人になるのでしょうか。

そして、1.35が出された、その数値の根拠というものはどこにあるのでしょうか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

昨年3月に策定いたしました第2期総合戦略では、4つの大きな基本目標を掲げております。雇用、子育てと福祉、移住・交流、地域づくり、4つを挙げたわけですが、その中の1つが子育て・福祉の分野であります。その中で、合計特殊出生率について目標としてKGIとして、平成30年の町の合計特殊出生率0.8を令和6年度に1.35まで引き上げる目標としました。これについては、平成30年度に0.81、令和元年度に1.05と数値的には一時的な上昇が見られますけれども、コロナ禍における出生率や婚姻率の低下など懸念されることから、今後も継続してこの合計特殊出生率を引き上げ、令和6年度に目標である1.35を達成するのは非常に難しい状況になっているのかなと思えます。

議員お尋ねのこの目標、1.35にすると、これは仮の試算ではありますけれども、出生数76人ということに

なります。先ほどの1.05のときが55人でしたので、これも試算であります、76人程度が目標ということになります。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 では、去年1年間で生まれた子供の人数は何人になるのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 令和元年度が出生数55です。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そうしますと、21人の増加を見込むということですが、これはやはり目標ですから、やってみないと分からないということですので、それに向かって頑張ってください。期待しますとしか言いようがないわけです。

少子化のやはり最大の要因といますのは、未婚化にあるとよく言われています。この対策として、町長もちよっと触れましたけれども、やはり子供を産むための環境整備とか、結婚した夫婦が安定して仕事を続けられ、そして家庭を持てるのが、そういった支援がやはり必要とされているということは、どこの町でも言われていることです。そういったことを思いますと、それはその家庭が経済的に自立できるということですので、例えばですよ、子育てが一段落した女性がパートに出まして近くに職場、そういうものがたくさんあるということも一つの支援になるのかと思いますけれども、一朝一夕ではできないと思いますけれども、そのことにつきましてちょっと後で触れたいと思います。

次に、転出者抑制と転入者増加策についてお聞きしたいと思います。町の人口ビジョンによりますと、ニュータウンのまち開きから10年ほどは転入者超過が続き、その後、転出者超過が続いております。この転出者超過の一因に若年層による進学や就職に伴う転出する傾向が増えている現況の中、町の人口も減少し、町民負担と行政負担が大きくなると懸念されております。

町は、この人口減少対策として、出生数の向上と転出者抑制と転入者増加を図る新たな施策として6つの重点施策を掲げております。その1つが本町への人、資金の流れを強化する。2つ目が新しい時代の流れを力にする。3つ目が人材を育て生かす等、ほかにまだ3つあります。その6つの重点施策には、補足的な説明もありまして、計画としては理解できますが、目標の一面しか見えていないようで、もっと町のやろうとしていることを具体的にはっきりと町民にも見える化すべきと考えます。転出者抑制と転入者増加は、どのように図るのか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

ただいま議員のおっしゃった内容でありますけれども、町の総合戦略の中で掲げた新たな重点施策という項目であります。これにつきましては、総合戦略、これは国の総合戦略があって県の総合戦略があって町の総合戦略があるということになるわけですが、この町の総合戦略につきましては、国の方針と同様な方針にする必要があるということがあります。国の方針が4つの大きな目標を掲げております。これについては、町の総合戦略の中でも記述しているところでありまして、基本目標1として、稼ぐ地域をつく

るとともに、安心して働けるようにする。基本目標2で、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる。基本目標3、結婚・出産・子育ての希望をかなえる。基本目標4、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるという、この国の大きな目標があるわけです。これを県も町も同じ方向を向いてこれを目標にするということがあるわけです。この方針を、町も国と同様な方針を示したわけですが、この総合戦略にこの記述がないと、以前も話したと思いますが、国の補助金を受けられないという状況があります。国の補助事業を広く関連づけられるようにするために、同様なことを記述しておく必要があるということもあります。つまり、総合戦略は、人口減少対策への取り組む計画であると同時に、人口減少に対応した国の補助事業を受けやすくするための計画という側面もあるわけです。

そういうことで、抽象的な記述ではありますが、町の計画の中でも、例えば地方移住につながる関係人口の創出、拡大を目指すとか、企業や個人による地方への寄附、投資を、資金の流れを強化します。国の方針に従ってこれも記述しているわけです。実際には、町でそれをどのように位置づけているかといいますと、関係人口、これについては、新たな姉妹都市の協定を目指すことであるとか、あるいはシティプロモーションによるPRをして関係人口を増やすとか、そのようなことを行っているわけです。

また、企業や個人による地方への寄附、投資で本町への資金の流れを強化するということでは、個人のふるさと納税者を増やすとか、あるいは企業版ふるさと納税を募集するとか、そのようなことを具体的には募集をしていくということになると思います。そのような性格と事情がありますので、ご了解をいただきたいと思います。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 本来は、その地域に根差した、板倉町に根差した、そういったことができればいいのでしょうけれども、国の縛りがありまして、補助金、助成金の関係があるとなりますと、それはある程度やらなくてはならないということになっていくので、それは理解いたしました。

町長もちょっと触れたと思いますけれども、板倉町に移住者を増やすということは、ほかの自治体との、ある意味奪い合いになるわけですよ。そのときに板倉町としては、どういった町か、そういったことをよく知ってもらおうということが、まず私は大切なのかなと思います。それには、今課長がおっしゃいましたように、シティプロモーション事業ですか、こういったものを通しまして、より町のPRをしてほしいなと思います。

ただ、この6つの重点施策、やはりちょっと難しかったですね。特に新しい時代の流れをするという中に、これだったらちょっと何となくイメージ的に分かるのですけれども、その後の注釈ですか、Society5.0の実現化に向けた技術の活用を目指すなんて言われても、ちょっと分からないですね。これはこれで結構です。ありがとうございました。

次に、板倉ニュータウンの住宅用地の産業用地への用途変更についてお聞きしたいと思います。板倉ニュータウンの住宅用地販売は、まち開きから二十数年が経過する中、社会情勢等の変化により、必ずしも当時思い描いていたようにはなっていないのが現況かと思っておりますけれども、そのような中、ニュータウン住宅用地を産業用地の工業系の用途地域に変更して販売した、分譲した土地についてはほぼ完売し、その後も各企業から用地を求める問合せがあると聞いております。総合計画の中では、この後、用地の選定や整備計画など、新たな産業用地の整備に向けた検討準備を進めるとありますが、板倉町は高速道路のインターチェンジ

や国道へのアクセスのよい立地条件に恵まれていることも考慮してのことと思いますが、ニュータウンの住宅用地をさらに用途変更し、産業用地に進めるお考えがあるということでしょうか、お聞きしたいと思いません。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねのニュータウンの住宅用地を産業用地にする考えがあるのかという結論からいいますと、現在の計画ではそのような計画はございません。議員ご承知のとおり、板倉ニュータウンにつきましては、平成6年からになりますけれども、自然と文化と快適性が融合し、先ほど職という話もございましたが、職・住・学・遊、これらがバランスよく調和した個性的で快適なまちづくりを推進するために、新住宅市街地開発法によるまちづくりを進めてきたところでございますが、ご指摘のとおり、人口の減少、また住宅需要の減少など、社会環境の変化に対応するために、過去2回見直しを行っております。平成22年度、また平成27年度に住宅用地の一部を産業用地に変更いたしまして、にぎわいのあるまちづくりを推進するために再整備を実施してきたところでございます。用途変更いたしました産業用地につきましては、24区画を分譲してきてまいりましたが、そのうち22区画、こちらは既に分譲済み、残りの2区画につきましても、現在申込みが済んでいるという状況でございまして、令和3年度中の契約締結に向けた手続を進めているという状況でございます。

一方、商業・業務用地がございまして、こちらにつきましては、多くの引き合いはあるものの、平成30年度にスーパーセントラルライアル、こちらが営業を開始して以来、契約の締結には至らない状況が続いているところでございまして、商業・業務用地として残る4区画、9.7ヘクタールございまして、こちらの商業施設等の誘致につきまして、これに関してはニュータウン全体、板倉町全体のにぎわいの創出、また住宅用地の魅力の向上に極めて重要であると考えてございまして、企業局との連携により分譲促進、鋭意努めてまいり所存でございます。

また、住宅用地をまた用途変更するのかという裏側には、住宅用地が売れていないのではないのかというようなことだと思いますけれども、その分譲の状況につきましては、長期間にわたり低迷している状況が続いているという状況でございまして、県の企業局におきましては、現在策定中の第2次企業局経営基本計画、こちらは令和3年度から12年度までの10か年の計画になりますけれども、こちらの計画の中に町のにぎわいづくりにつながる住宅団地の分譲促進、こちらを経営方針として位置づけてございまして、板倉のニュータウン内において、新エネルギー活用住宅モデル事業というような事業を実施していくと。また、住宅団地の魅力づくりに取り組むとともに、情報発信力の強化や集客の促進につながる戦略的なプロモーションを展開するというような計画をしてございます。現在策定中の、向こう10年間の計画におきまして、住宅用地を産業用地に用途変更するという計画は現在ございません。

それと、高速道路等を活用して企業誘致というところでございまして、こちらについては町の都市計画マスタープラン等との整合性等も考えながら、新たな産業用地につきまして町内全域で適地といいますか、候補地の選定、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 新たな産業用地の整備に向けた検討準備を進めるとありますので、またニュータウ

ンの住宅用地の用途変更かなと思いましたが、そうではないということで理解いたしました。

では、検討準備を進めているという場所は、どこを指しているのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 先ほども説明させていただきましたとおり、町には都市計画マスタープランという計画がございます。そちらにおきましても、ここは開発していくべきところと、ここは開発は抑制すべきところというような計画もございますので、町全域というような先ほど発言をいたしました、おのずと限られてくるのかなというふうに思っております。

それと、どうしても新しい団地といいますと、それなりの一団の土地が必要になってきます。そうしますと、市街化区域内というよりも市街化調整区域において候補地を検討していくことになってきますけれども、板倉町の市街化調整区域ですと、そのほとんどが農地ということになってきますので、そうなりますと農振の除外ですとか、転用の可能性、その辺を念頭に置いて候補地の選定を進めていくということになってくるはずでして、その辺が市街化区域に隣接したところであれば、いわゆるにじみ出しというような表現もありますけれども、比較的農振除外もしやすい、開発もしやすいということにはなってくると。一つの考え方はございます。また、高速道路に近ければ、いわゆる物流関係でしたら比較的開発をしやすいというような考えはあるようですので、町全域の中から候補地の選定を進めてまいりたいと、そのような考えでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 この場所だという指定はもちろんできないのでしょうかけれども、それは理解いたします。

もう一つお聞きしたいと思いますけれども、今ちょっとニュータウンの販売ということで触れましたけれども、これはニュータウンの分譲販売、去年1年間で何戸分ぐらい販売されたのでしょうか。仮にそのペースでこれから販売するとしますと、完売するには何年ぐらいかかるのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 住宅用地の分譲が長期間低迷しているという発言を先ほどさせていただきました。令和2年度、残念ながら1区画でした。過去5年、令和元年度では4区画、平成30年度で5区画、平成29年度で8区画、平成28年度で3区画、過去5年で21区画というようなことでございます。現在造成が済んで分譲はしていますけれども、契約に至らない区画が83区画ございます。それと、いまだ造成に至っていない住宅用地の計画地、こちら377区画が計画されておりますので、残り460区画ということになりますので、相当な期間を要するということになります。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 県の企業局との関係もあるので、板倉町ではちょっとどうにもならないところがあるのかなという、道は遠いという感じですね。分かりました。

次に移ります。次に、市街化調整区域における流通業務用地の整備についてお聞きします。群馬県都市計画課では、市街化調整区域内において流通業務施設を設置する場合、県の附属機関である群馬県開発審査会

に諮る必要があることから、市街化調整区域流通業務施設設置基準を定め、この設置基準に適合することを開発審査会に諮る条件とし、この設置基準をホームページにて公開しております。これは、都市計画法では、都市計画区域内においては、市街化区域と市街化調整区域に区分けをし、市街化区域内では市街化を促進する地域とし、市街化調整区域内では市街化を抑制する地域に区分けを行っております。

そこで、群馬県では、都市計画法で調整区域内での開発を認めるには、開発審査会に諮り、同意を得る必要から、開発審査会に諮るための提案基準を設けているものと思われます。板倉町の土地でこの立地基準に該当するところがあるかについては、すぐには断定できないと思いますが、集約できる土地はあると考えられます。アクセス道路のよい板倉町では、新規流通業務用地を整備することは検討に値するのではと思います、そのことが板倉町に人を集め、雇用の促進につながればと考えますが、この辺の町の考えはどうでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの市街化調整区域における流通業務用地の整備ということでございまして、県のほうの群馬県開発審議会のほうで同意を得られる、ないし県が意見を聞くというような手続きがございまして。その中の開発審査会への提案基準の一つに、議員がおっしゃられます特定流通業務施設、こちらについては開発許可の基準として審査会のほうに提案する基準として示されてございます。その中にも開発するための要件が多々ございまして。その一つとして、申請地には農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域を含まないことということもうたわれてございまして、いわゆる市街化調整区域で特定流通業務に値するところであれば全て開発ができるというわけではございません。

先ほど説明させていただきましたとおり、市街化区域、本町の場合はほとんどが農地、それも大体が青地と言われます農用地区域に含まれますので、まずそちらが除外ができるか、また開発が可能かといったところを考慮しながら、候補地については選定していかなければならないというふうに考えてございます。できれば町が主導で開発をする、また県が主導で開発をするということよりも、民間の事業者の方も当然開発ができるわけございまして、民間の事業者のほうから、残念でございまして、そのような流通業務施設を開発をしたいというようなお話についてはちょっとまだ耳にはしていない状況でございまして。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 先ほど申しましたように、板倉町に流通業務施設、これを設置することは、やはり高速道路と一般道路の結ぶ利便性のよさ、こういったのが町として大きなセールスポイントになるかと思えます。そういった大型施設を誘致できれば、町のイメージアップはもちろんですけども、雇用の促進につながりますので、板倉町にとっては可能性のあるプロジェクトにはなるのではないかなと思えます。今後の検討課題にさせていただければと思えます。ありがとうございました。

質問事項の1についての総合計画については、これで終了とさせていただきます。過去の総合計画の中には、計画人口2万5,000人の時期もありましたが、既に見果てぬ夢となってしまった感があると思えます。右肩上がりの成長期とは違い、今はいかに手堅く堅実に町民サービスの質を落とさないまちづくりが問われているのかなと思えます。町の総合計画も時代とともに変遷しますが、厳しいさなかにあっても、夢を感じさせる、今は実を結ぶことが見られなくても、いつか実を結ぶであろう種はまいておいてほしいと思えます。

総合計画に携わりました企画財政課としましては、何かありますでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 昨年、総合計画を策定させていただいたわけですが、やはりその中では、何とんでも、今おっしゃったような人口減少、それによる影響がどうなるかというところが一番でありました。昨今の今頃からコロナということになりまして、この計画の段階ではコロナのことは想定されていなかったわけですが、さらにマイナス要因が加わったなという感じがしております。そういう中でありまして、計画に従って、一つずつ取り組むしかないのかなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今、課長がおっしゃいましたように、今できることを一つ一つ実行していく、それがやはり大切なことかと思ひます。そして、それが一つ一つ実行できた段階において、次にまたできることが見えてくるだろうと思ひます。

デマンドバスについていろいろお聞きしたかったのですが、ちょっと時間が中途半端になりましたので、町長、今私が言ひましたように、今はなかなかこういう時代ですと、これからの町の展開というのは難しいですが、今は日の目が見ることもできなくても、やはり将来実を結ぶであろう種はまいておいてほしいというふうに思ひます。その辺のお考え、どういふふうに思われるでしょう。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そういう意味で考えますと、1つはやはり町の財政力を上げられるだけ上げるといふような、そういう意味での開発志向、あとは板倉町の持っている総合的な景観とか、大泉町さんなんかは、もうほとんど自然がなくなってしまうといふことで、工業がだめになれば恐らくみたいなことを町長が言ひする場合も、だからどの町にも大きな悩みがあるのですが、ある意味ではそういった、いわゆる文化的あるいは景観的あるいは人間らしさみたいなものと、本来であればこの町は、それにプラス学園みたいな、学園町みたいなものをキャッチフレーズにしてきたのですが、それは今の状況では、2年たちますが、いやいや、1年ちょうどたつのですね、去年の今頃から。東洋大さんのまだ動きも全くつかめておりませんといふよりも、報告は全く来ていない。県とは着実に意見交換は定期的に行っているといふ流れの中で、でも大学さんも発表したので、撤退はするのでしょうかといふようなことも含め、学園を中心としたまちづくりについては、これはどうしても建て直す柱が必要になると。

そういうことで、自然と開発と、あとは安全安心みたいなものをさらに高めることによつて、やはり人間らしさを備えた、単なる開発志向だけのまちづくりといふことだけでも、恐らくこれからは住民志向、町民志向もそういう方向だけには向いていかないのだろうといふ考え方を持ったときに、そういう方向性を模索、バランスの取れたまちづくりへ、バランスの中に学園はやはり抜かざるを得ないと。先端大学的な発想もなきにしもあらずですが、これは私だけ、今私の考え方を端的に尋ねられたから答えているだけだけれども、議会の皆さん等とも、どんな大学でも来たらそれを入れるべきだとか、でも先ほど言ひましたように、これから右肩縮小社会がさらに強まるといふ流れの中で、日本でも規模の大きさでは指折りの中の東洋大学でさえ、田舎から撤退をします。その後、後へ進出してくる、同じ対象を求めた学生や、規模の小さい大学がずっと

永久にまたこの町を自重を考えないような状況が起こらないとは限らない。むしろ確率が高いというようなことを考えると、学校の誘致というのは、私は慎重であるべきだとか、むしろこれからは開発という志向については相当慎重にやらないと、開発そのものが、いわゆる右肩上がりの中での開発というのが基本的には原則ですから、そういう意味では難しさが伴うのだらうということで、非常にまとまってこうあるべきだろうというのは言えないけれども、まず課題を一つでも、課題の中で最も大きいのが、今言った住宅、ニュータウンの販売だって、企業局が手がけたものが1件、それを町が全力を挙げて企業局とタイアップしてやっているけれども、1件なんていうのだから。そのほかに企業局がヤマダ電機へみたいな形で別売りしているものが別にあるわけですから、合わせても、でも大した数ではないのだと思うのです。

それらを考えると、これは永久に企業局を、我々が強く叱咤激励をし、だって1年に5件売ったって450だからね、例えば。90年も100年もかかる計算でしょう。去年は幾らかかるのだといっても、なぜ1件なのかということも含め、だから想像以上に強い姿勢で企業局にも当たらなくてはならないとも思っていますし、いろんな意味で、先ほどコロナの関係のお話も出ましたが、森田議員から。県とか国とかは、地元の自治体と違って危機感の感じ方もうんと内端ですから。ですから、例えばコロナの問題にしても、先ほど時間があれば答えるのだったけれどもなんて言ったけれども、国や県は当たり前だと思っているけれども、50年、60年一緒に暮らしてきた人が、犬猫以下で扱われて亡くなっていくのを人間社会として許されるのかと。それは国に進言して今います。ほかの、私、板倉町だけかもしれませんが。あるいは先ほど言ったように、そのほかの問題でもいっぱい、発表の仕方も含めてですよ。そういう意味では、町の危機的な問題については積極的に上位に発信をしていくということと、また町民にそれを共有していただいて、口で、なぜこの町は人口減少が止められないか。ここ二、三日、役場の職員の人事の時期にも入っておりまして、職員の気の持ち方で5名や6名は子供ができていますよ。役場の中の職員の中にも。だけれども、出て行って産んでいるわけ。そういう問題をどういうふうに扱っていくのか。板倉町同士で住んでいたものが、結婚して館林市へ行く。危機感を板倉町の人には本当に感じているのだろうか。自分の子供たちはどうするのだろうか。みんな子供の自由にして、東京へ、東京へ、まだそれが止まらない。あるいは都市化して。働く場所がないからというけれども、働く場所はそこそこ最近では、帰ってくる企業が、採用ができるのですかと。そうすると、板倉町の将来を考えたターゲットって子供ですよ。就職をすると。いわゆる大学を出、高校を出た人。板倉町には大した企業がないという……

○延山宗一議長 栗原町長に申し上げます。

通告時間を超えておりますので、簡潔にお願いいたします。

○栗原 実町長 そういったことも含めて町民全体の意識改革もしないと、自分の町のマイナス点はどんどん、どんどん自分で批判をして、自分の子供や娘は好き勝手にさせておくと。それで果たして言行一致ができるのだろうか。そういったことも含め、今私も職員なんかには、非常に無理な話ですが、町内で頑張ろうという職員と、町外へ出てしまおうという職員では、今圧倒的に、3分の2ぐらいに今はもう直近はなってきてまして、これをどういうふうに、例えば防災の面も含め、外で暮らしたほうが、板倉町で稼いで納税は外へし、子供のカウントも外でカウントしてもらって、危険なときにも板倉町へは駆けつけられないで済ませて、それが本丸の板倉町の役場でそういう人がどんどん増えていくとしたら解体論になってしまうのではないのと。いざ地震が起こったって、昨日言ったけれども、9時、10時ならいざ知らず、真夜中に起こ

ったら、でもまだ駆けつけてくれる人がいるけれども。そういうことを論理ではなくて、自分に置き換えて町民一人一人に考えてもらわないと、町を守ってくれ、こうしてくれとは言っているけれども、その一人一人は全く逆の行動をしている町では、これはまとまりがつかない。ということも考えると、非常に、ただそこにプライバシーとか、いろんな問題も入ってきますよね。非常にそういう難しさを考えながら、人事の時期ですから、例えば役場の職員についても、幾らそういうスローガンを出しても、それを承知で外へ行ってしまう人と、そういうことを優先して板倉町へ踏みとどまり、ニュータウンを買って頑張っている職員とでは、どちらを、同じ能力であれば優先して昇給、昇格をさせるかとか、非常に細かい問題まで気を遣っているのですが、そういう意味では問題がいっぱい多過ぎて、一口では言えないということですが、一生懸命ご指摘いただいたことを、議員一人一人にも自分のこととして、やはり考えていただいて、できる手当てを具体化していかなければ、空論ばかりでは、先ほど、計画は空論ではないかという指摘をいただいたわけですが、そういう面を具現化していかないと、いつになっても縮小体制は変わらないというふうに感じておりますので、強い責任を感じながら、かじ取りを一定の間、頑張らせていただくつもりでございます。

○延山宗一議長 本問議員。

○4番 本問 清議員 いつもながらご丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○延山宗一議長 以上で本問清議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時18分)

再 開 (午前11時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小野田富康議員。

なお、質問の時間は60分です。

[1番 小野田富康議員登壇]

○1番 小野田富康議員 1番、小野田富康です。よろしく願いいたします。早速なのですけれども、通告書に従って質問のほうを進めさせていただきたいと思っております。

まず、町立の小中学校の現状と今後についてということで、赤坂教育長にお伺いしたいと思います。教育長は、当町のみならず、他市町においても教育者として関わってこられたとお聞きしております。当町においても旧南小学校、西小学校の校長を歴任されました。さらに、当町の社会教育委員として活動されたり、教育委員会の外部学識経験者として、教育委員会の点検評価にも携われたと承知しております。

そんな教育のプロである赤坂教育長から見て、板倉町の小中学生の学力、体力、生活態度、生活習慣というのですか、について率直にどのように思われていらっしゃるか、お聞かせいただきたいというふうに思います。特に学力等については、他の市町村、全国と比較してどれくらいの位置にあるのかとか、そういったことを分かる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お答えのほうをさせていただきます。

まず、板倉町の学力ということについてなのですが、板倉町では小学校全学年に対して、学年末にCRTという標準学力検査を行っております。このCRT学力検査については、絶対評価による検査です。また、中学生全体については、1、2、3年生、全部の学年についてはNRTという標準学力検査を4月に行っております。このNRT学力テストは、相対評価による学力テストです。こうした学力テストの昨年度の結果を見ますと、それぞれの学校、学年で若干の違いはありますが、全ての学年において各教科とも全国比を上回っているという結果であります。また、今年度は中止になりましたけれども、毎年4月に行われています小学校6年生、それから中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査、この結果においても、板倉町の児童生徒の学力は高い傾向にあるということが言えると思います。

それから、生活態度ということについてもお話しさせていただきたいのですが、生活態度については、各学校の適切な指導、それから板倉町の各家庭の協力において、落ち着いた態度の中で学習が行われているということで認識をしております。よろしく申し上げます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。学力についても生活態度についても、板倉の子供たちというのは立派に育っているのかなというような今のお答えで分かったのですが、例えば学力、今全国と比べても上のほうにはいるよというような話なのですが、その決定的な要因と申しますか、もちろん家庭内の学習であったり、教職員の努力であったりいろいろな要因はあるかと思うのですが、教育長が考えるような、そういった要因というのがもしあればお願いいたします。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、今ご指摘ありました学力が高い傾向にある要因についてということでお話をさせていただきます。

板倉町の児童生徒の学力が高い傾向にある。そのまず1つ目の要因については、やはり授業だと思います。各学校では、分かる授業に向けて工夫した実践が行われているということが言えると思います。単にドリル、宿題、そういうプリントを多くすれば学力が伸びるか、そういう問題ではありません。やはり日々行われている授業がどれだけ子供たちの力につながっているのか、ここが大きなポイントではないかなというふうに思います。そのために板倉町では、各学校で教職員が互いに授業を見合うと、参観し合うということを行っております。その見合う中で、学習指導要領に示された方向性に基づいて授業改善を行っております。その成果が児童生徒の学力の向上ということに反映されているのではないかなと、そのように考えます。

また、もう一つは、板倉町では小中学校とも朝読書などの読書活動にも積極的に取り組んでいます。さらに、小学校についてなのですが、教育課程外、1時間目から6時間目の授業のほかにも、復習タイムを取り入れて、年間を通して、しかも毎日約10分間なのですが、学びの復習ということを中心に行っております。そういうことが大きな要因として挙げられるのかなというふうに思います。

さらに、板倉町の子供たちは、とって素直で前向きに取り組んでいるということも言えるのではないかな

なと思います。町の児童生徒の特徴として、その真面目さということです。

それと、さらに各家庭においても非常に協力的な家庭が多いのかなというふうには認識しております。学校がこういうふうにしていきたいということについては、各家庭で一生懸命取り組んでいただいていると。そのようなことが学力向上に全て結びついているのかなと、そんなふうに思います。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ご丁寧な答弁ありがとうございました。

体力の面についてもどうかなという部分は考えてはいたのですが、最近私の地元でも、田舎のほうですけれども、そこら中に遊ぶ場所というのはあるのですが、今不審者の問題なりがあって、なかなか外で遊び回る子供たちというのを見かける機会が少なくなっている、これが現状かなと思うのですが、大変寂しい面もありますし、例えばそういった外で遊ぶことによっていろいろ得られる知識であったり体力の向上であったりと、そういった部分もあるかと思うのですが、もちろん今勉強も、教育長おっしゃっていましたが、毎日やる。プラス10分なりとか、いろいろやって対策をしているということですが、例えば休み時間に校庭で伸び伸び遊ぶような、そういった、無理やりやれというのも変ですけれども、そういったのを応援していく、そういった施策も必要かなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 各学校では、体力の向上に向けて、まず体育の授業、やはり外遊びももちろん大事ですし、放課後遊びも大事なのですが、学校は教育ということで考えると、やはり体育の授業ということが中心になってくるかなと思います。体育の授業の初めにランニングをさせたり、45分あるいは中学校は50分の中で体育の授業をどのように充実させるか、あるいは運動量をどう確保するかということで、各小学校、中学校の教員のほうは、これも授業改善の一つだと思います。体力の向上に向けては取り組んでいるところです。

また、小学校においては、休み時間等については、異学年交流というふうなことも積極的に行っておりますので、その中で鬼ごっこやドッジボール、いろんな遊びを通して体力の向上を図っているところです。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。

森田議員もいろいろお話を、答弁していただいた部分と重なってしまう部分がありますので、教育長は凡事徹底ということで、教育長はそれがアピールポイントといいますか、推していくところだと思うのですが、再度今後の板倉町の教育行政についての課題、方針等をお聞かせいただければというふうに思います。

○延山宗一議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今後の課題と方針ということについてなのですが、全国と比べて学力が高い傾向

にあるということで、そのところは継続して取り組んでいきたいなど。その核になるのはやはり日々の授業であるし、教員の意識であるし、授業改善に向けた地道な努力であるかなと、そんなふうに思っていますが、課題としては、私は2つあるのかなというふうに捉えています。まず1つが、一人一人に応じた指導と。今35人学級なども文科省からも示されましたけれども、また群馬県でも取り入れていきますけれども、さらに一人一人に応じた指導というのが大事なかなというふうに捉えています。

それから、もう一つは、学習を支える学習習慣、生活習慣。先ほどは落ち着いて取り組んでいますというふうなお話をさせていただきましたけれども、しかしまだまだ十分であるということはいえないのではないかなと思います。個人差の大きい問題ということもあると思います。

そういう関係で、まず一人一人に応じた指導についての対応ということなのですが、来年度、GIGAスクール構想ということで、1人1台端末のタブレットが導入されて授業が進んでいくということが言われています。また、板倉町でも4月からスタートできるように今体制準備を整えているところです。そのGIGAスクール構想の1人1台端末を導入することによって、これまでの授業が大きく変わってくるのかなというふうにも考えています。西小学校でも今年度先行実施ということで取り組んでいます。授業のほうも何回か見させてもらったのですが、とってもいい授業をしているなというのが率直な私の感想です。

そして、教えている担任等に聞きますと、その効果は現れ始めているというような報告も受けています。子供たちの、何と言うのですか、意識というか、意欲というか、電子黒板があり、自分の手元にはノートパソコンがあり、そして自由に作図したり矢印を書いたり、友達の考えをタブレットの中で見られたり、あるいは電子黒板では自分が考えた、こういうふうに考えたというのが即座に何十人分が一斉にぱっと電子黒板の中にやって、自分の考えがその黒板の中に示されているというふうなところを見ると、子供たちが非常に意欲を持って熱心に取り組んでいると。自分と友達の考えがどう違うか、同じか、そんなことを考える中で、非常に授業が変わってくるのかなと。その中でやはり一人一人に応じた指導ということが充実が図れるのかなと、そんなふうに思っています。ぜひこの機会に、このGIGAスクール構想をいい機会と捉えて、一人一人に応じた指導を充実させていきたいなど、そんなふうに思っています。

2つ目の生活習慣、学習習慣についての定着についてなのですが、これも私はとっても大事なことであり、外せないところなのだろうなど、そんなふうに思っています。各学校の校長には、学校経営方針の中に学習習慣、生活習慣のしっかりした定着というのを重点方針として位置づけてほしいというふうなことで指示しているところです。

以上のようなことを町全体で継続して取り組んでいけば、さらに大きな成果が得られるものというふうに思っています。来年度も学びの充実、ここを大きな柱、テーマとして取り組んでいきたいと、そのように考えています。よろしくお願いします。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 大変ありがとうございました。今後よろしくお伺いしたいというふうに思います。

次の質問に移りたいのですが、今年度実施しておりますスタディサプリについてお伺いしたいと思います。国からの新型コロナウイルス対応の臨時交付金内の事業として実施したものと理解しているのですが、利用状況の実態についてお伺いしたいと思います。せっかく導入した制度でありますので、各家庭の事

情等によって利用できない児童生徒が出てはよろしくないと考えております。以前、なかなか全家庭に普及させるのは難しいと聞いた記憶があるのですが、ちゃんと進めることができたのかというか、できているのか。家庭によって使えたり使えなかったりといったことはなかったのか、お答えをお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問にお答えを申し上げます。

板倉町では、6月より家庭学習の支援を目的にスタディサプリを用いたオンライン学習を導入しております。これはコロナ対策の一環ということで導入をしたわけでございます。現在各小中学校の児童生徒の登録率は100%登録をされているところでございます。ただ、児童生徒の中には、インターネット環境というのが全部同じというわけにはいきませんで、各学校の生徒、十分に環境が整っていない家庭もあるのも事実でございます。そういった中、各学校で利用できるようにパソコン教室の開放とか、長期休業中については、この日とこの日とこの日はパソコン教室に来てスタディサプリをやっているよとか、そういうようなところでサポート体制を整えてきたというのが実態でございます。なかなかインターネットや端末の環境が各家庭で異なっていることもあって、利用状況については個人差があるというのが実情であります。今年度については、板倉町の児童生徒の家庭学習の一助として取り組んでもらっているというのが実情でございます。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 では、取りあえずは皆使える環境にはあるということで、安心をいたしたところでございます。

ところで、この事業については、今年度だけの事業だと理解しておるところなのですが、実際に使った周りの人たちの話を、意見を聞くと、とても有効、有用であったというような話も聞こえてきておりますので、次年度以降も継続してこの制度を使っていけないものかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 スタディサプリが大変有意義であると、そういう評価、大変ありがたい話で、こちらとしても入れたかがあるなというふうには思っております。先ほど来、教育長のほうからもGIGAスクール構想、当初のGIGAスクール構想、向こう5年間でやるものが、このコロナの関係でぎゅっと凝縮されまして、この1年間でやりなさいと。非常に各市町村の教育委員会とするとタイトであると。まして大きな市町村においては、一気にできないというのも事実でございます。ただ、板倉町においては、そこはスムーズにいきまして、そういうところを、環境整備から端末整備、そういうものをどうにか契約の運びとなり、またほかの町村では踏み込んでいない各普通教室に電子黒板の導入までを今回一緒にやれた。この電子黒板というものが少しみそなのですが、非常にタブレットと密接に絡むので、授業効果は非常に上がってしまうのです。電子黒板を入れることによって。そこまで一気にやれたというふうなところで、非常によかったなというふうには思っているところです。

そんな中、スタディサプリということで、今年度もという話ですが、群馬県がこのスタディサプリの学習

支援ソフトを推奨しました。したがいまして、板倉町は必然的に、群馬県が来年以降、このG I G Aスクールに推奨した学習支援ソフトをこのまま来年も継続します。その中で、今までというのは、環境が違ったものですから、家でできる子はやりなさい、家でできない子は学校のパソコン教室でやりなさいと環境が違う中でやっていたものが、今度は授業中とか学校にいる間にできるということで、平等性にもつながってくるというようなところで、本当に今議員さんおっしゃった、いいソフトだから来年以降もお願いしますよというものが、群馬県が推奨して板倉町もそれを使用するというので、さらに来年使わせていただくような形で、使わせていただくではないですね、それを有効活用してレベルアップを図っていききたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと息が切れて申し訳ないです。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 来年度以降もということは、使えるということは大変いいなと思うのですが、これの来年度から群馬県の推奨ということで導入するというのはいつ頃決まって、例えば何年間継続してやるとか、そういった計画というのがもし分かっているのであれば。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 いつ頃決まったというのは、ちょっと定かではないのですが、今の段階ではそういう形の中でということで、あともう一つは、向こう何年間ということも、でもある意味、継続性が大事だと思われまますので、そういう中進んでいくのかなというふうには、まだ始まったばかりです。

加えてちょっと説明をさせていただきますと、これだけ環境が整って、1人1台端末が行き、電子黒板が入りというようなところ、これをG I G Aスクールでは5年間でやるものを1年間で、これは学校の先生は非常に大変ですよ。今まで黒板で紙ベースでやっていた、プリントでやっていたものが、いきなりICTというところで、そういう電子黒板になり、端末、それをというようなところ非常に大変になってくるのかなというふうには感じております。したがいまして、板倉町はもう既に先取りで、板倉町教育研究所、ここでもICTを研究していかないと取り残されてしまうというようなことで、先取りをしまして、もう今年度から教育研究所でICTを研究して、研修会とかそういうものを既に、電子黒板なんかはもう既に2回研修しています。また、タブレットが入れば、また教育研究所を中心に各学校を集めまして研修をしていきたい。それで教職員が皆同じようにICTを使った授業ができるような形、そういうのを目指していきたいというふう考えております。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 大変よく分かりました。ということは、結局今電子黒板については導入済みであるけれども、タブレットについては来年度、4月以降からの1人1台。今年度は間に合わずに、来年度の早々それから始められるということで理解してよろしいのですか。

それと、もう一点なのなのですが、板倉にあつてはそういった研修済みであるということなのなのですが、この4月で人事異動で教職員の異動ももちろんあるかと思うのですが、そういった新しく来た

人とか出ていかれる方とか、なるべく人によったり資質の違いで使える人、どこまで使える人、ここまでしか使えない人とか、そういったなるべく差のない形で子供たちが授業を受けられるような、メリットが受けられるような体制を取るのが大事なかなと思うのですけれども、その辺は教育研究所を通してということでしたけれども、具体的には例えば何回ぐらいやってとか、何月に、春休み中にやるとか、そういったのがもし予定が決まっているのだったら教えてください。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 まず、タブレットの関係ですけれども、当初、もう今年度中は入らないよというような話で予算取りをしていったような経緯というのもございます。ただ、幸い板倉町、早めに契約したということもありまして、今のところの予定でいきますと、今月の18日、19日にタブレットが入ってくると。予定ですけれども、それでセットアップとかいろいろ入ってきます。そういった中で、4月1日が人事異動でいろいろな先生も替わってくる。残る先生もいれば出ていく先生もいる。入ってくる先生もいる。だけれども、教職員は4月1日には触ることができます。新学期始まって早々に先生と児童生徒がタブレットを使った環境の中で開始ができていくという体制は取れています。

それと、先ほど小野田議員心配していました電子黒板の使われ方とか、要は残る先生はもう研修も終わっていていいけれども、出ていった先生は別として、入ってくる先生、もう既に指示を出してありまして、指導主事のほうに、4月1日辞令が下りないと板倉町に赴任できませんので、それから春休みの期間、入学式が始まる前までに研修はやってくれと。それで電子黒板を、慣れるまではいかないけれども、その研修はしてくれという指示は出してあります。だからやっていきたいと。その短い間ですけれども、やっていきたいということで指導主事にはお願いをしてあります。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 今回の1番の質問については以上で終わりたいと思います。小野田局長にあっては、病み上がりの中、大変ありがとうございました。

続きまして、2番の質問なのですが、水害時の避難場所についてということでお伺いいたします。昨年9月の定例会の一般質問だったと思うのですが、町内の高台に避難施設を設置すべきではないかという質問に対して、町長のほうからは、高台へ避難施設、例えばビニールハウスのような、そういったものも考えているということだったのですけれども、これお話はどのようになったのか、お聞かせいただければと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年9月の一般質問の時点では、高台への施設ということで答弁等をさせていただいてまいりましたが、その後、もろもろ検討した中で、高台への避難場所としての設置という形となりました。この高台の避難場所につきましては、緊急的、一時的に車中の避難可能な避難場所、車での避難が可能な場所としての整備事業ということで予定をしております。事業名につきましては、(仮称)板倉町洪水時緊急避難場所整備事業、事業手法につきましては、土地収用法を適用する事業によりまして実施することといたしております。概要

につきましては、2月の全員協議会で既に事業計画につきましてご説明をさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 実際、先般の全員協議会において、この予定を拝見したときに、確かに施設というよりは車、車中であればある程度のプライバシーも保てますし、ペットも連れていけるということで、悪い話ではないし、とてもいい話かなというふうに私も思ったところです。

ただ、広域避難についてのアンケートということで、約2割、人口の2割、3,000人ぐらいの方は、取りあえず広域避難もないし、垂直避難で要はやるという方だったかなと思うのですけれども、3,000人分の駐車場といいますか、避難場所を整備するということなのですから、3,000人で実際足りるのかなと。基本はやはり遠くに逃げるよりは、近くに逃げる場所があるのであれば、近場の高台に避難したいというような人は必ず出てくると思いますし、例えば農機具であったり、そういったものもできれば避難させたいよという方もいらっしゃるかなと思うのですけれども、この計画でいきますと、駐車場の台数は1,200台分ということなのですから、3,000人に対して1,200台分の駐車場ということで、1世帯で2人ないしは3人ぐらいの人が移るとようなイメージかなと思うのですけれども、これはもう少しタイトに駐車場の設置場所をつくって、台数を増やすような考えというのはないでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 去年の時点では、ちょっと先ほどの補足しますが、3,000人から5,000人、計算のしよんによつては誤差もあり、今小野田議員が指摘したように、思うどおりに分散が計画的にできないという場合には、3,000人が、そこが4,000人になってしまったりということも含め、当初は避難場所よりも避難施設を重要視をしたところで、それをどういうふうにできるだけ安価で資金を、国の補助金等々も入れれば多く入ったほうがよろしいものを、どういふものがあるかとか、いろんな調べ抜いて、結果的には試行錯誤したのですが、いずれにしてもなかなか、例えば今農家の専門的にキュウリなりやろうとすると、国から補助金が半分出るのですよね。大新田のど真ん中に連続して20連棟ぐらいあるハウスが、あるいはハウスといつても簡易型家屋と表現したつていいぐらい、冬場はちゃんと暖房機も入る、水も入る。ああいつたものを、足りない人を町外へ、どこへ、右往左往させることよりも、高台へ建てて、建てるためには坪1人と計算すれば3,000坪で3,000人、坪2人、コロナが出る前は坪2人の計算で町の避難所も全てそういった前提で避難所の収容人数は決めておりますので、坪2人であれば四、五千人から、正確に計算すれば6,000人ですよね。それは1ヘクタールで間に合うと。1ヘクタール建てて、その周りへ駐車場も兼ねれば、例えばもしかしたら多少動きが集中してしまつたりしても、車の中へ万が一避難する人も含めてということで、そちらを優先したのですが、先ほど言つたように生計を基本的には立てるための農業振興、産業振興みたいな立場では、農家であれば補助金が出るのですけれども、役場でそれをやるというのは、どうしても認めてもらえない。いわゆる町民の命がかかるそういう施設という利用の仕方では、国土交通省から避難所という関係での、例えば農業用ハウスのなものを避難所として使う場合には、避難所的な資金はでないのかとか、本当に四方八方手を尽くしたのですが、残念ながら、資金を、国の補助金等々、融資も含めて、そういうものを当てにしないのであ

ればどんな形でもできますが、当町においてはちょっとその構想でいったのでは、全部自力のお金というところから、やむを得ず次善の策ということで車を、駐車場で各自避難していただく。

その発案の原点は、基本的には片田教授も含めて、避難は徒歩でという、板倉町等に対してはそういうもので10年来指導を受けてきましたが、幾らそういう原則論があっても、例えば19号の結果を見れば、車で逃げるといって人が相当数いたということも含め、それらを逆手に取って、逆にここは車の避難によって建物を建てずに済む。車の中で生活をしていただく。ただし、生活できる期限が最低限3日か4日であろうということで、第一次的に逃げて、高台へ逃げていただいても一定の期間そこで生活をしていただきながら、長期によって被害の、災害の大きさ、種類あるいは水深でいえば深さ等によって、家へ帰れない期間が相当数、その内容によって違いが出てきますから、二次避難をやはりどうしてもセットで考えていかななくてはならないというための、例えば今町が持っている十か所の避難所も基本的には一次避難所だと思っております。ですから、町の14か所の避難所あるいはここの高台の避難所合わせれば町民の、極論を言うと千二、三百人の人が三、四日はそこで何とかなるだろうと。あるいは自分で親戚へ逃げるとか町外への広域避難も含めて。ただ、その先の1か月必要だ、水がひかない、10日間水がひかない。水がひいたらすぐ帰れるかといえば、帰ったって使えないわけですから。ということを見ると、長期的避難も被害の種類によっては、内容によっては考えざるを得ない。それには広域避難をということですが、いつも言うとおりの、広域避難は災害が起こるまでは貸すと言えないということですから、災害が起こるまでは、まず自分の力で守り、災害が起これば、災害に遭っていない市町村が近隣でも間違いなく出てくる。そのときには、近隣の市町村のここを使ってください、ここを借りられる。何人そこへ送り込めるかとか、災害が起こった時点で、いわゆる広域避難の使えるところがはっきりするだろうということも含め、これはこの先非常に細かい、災害で自分の町の皆さんが命からがらどこへ逃げるか、逃げて何とか助かったかどうかを確認しながら、3日か4日、あるいは5日間ぐらい、先が二次避難所を見つけなくてはならないということも含め、そういった作業をこれからどういうふうにやっていくかという問題もあるのですが、いずれにしてもそういった総合的に考えて、まずはハウスであれば1か月だって、最悪の場合は、そこへ布団なり毛布なり敷き込んで生活をするということも考えるのですけれども、だって最悪の場合、どうにもならないじゃん。でも、それには多額のお金と、小さい町ではちょっと対応できないようなものが、いろいろ補助金等々も含めて探った結果、そういう結果が出ましたので、取りあえずは次善の策ということで、第一次避難場所、正確に言えばですね。そういったことで対応していくと。

その中で、先ほど言ったように1,200とかいったって、1,500台来てしまったらどうするのだろうか。もしかしたら1軒のうちが5台乗ってきてしまったらどうするのだろうかとか、いわゆるルールとかを考えると、この町においては限りなく大きな、全部の車、だって間違ったらごめんなさいですけども、自分の命の次に何が大事なのだろうと。水災害の場合。2階へ逃げるのも一つの方法だけれども、2階へ逃げるのでは車がだめになってしまう。車も大事、車も何百万、1,000万円する車もあるわけですから。自分の命と車が助かればそれが一番いい。そうすると広域避難とか、だけれども、広域避難の場合は流浪の、だって貸してくれる人がいないのだから。そこへどういうふうにも、何人抜けるのもできないし、何人逃げていくも、行っても先着の何人きり入れるとか入れないとか、佐野のパーキングで、ここなら大丈夫だと思って行っても先着何

名かもしれない。そうすると、非常にそういう意味では問題点がいっぱいあることを踏まえ、これからそういった、まずは町民の命が大事、一時的に助かる。それを他力本願で求めていたのでは一時的にも助からないという可能性もありますので、先ほど言った1か所集中をするのを、逆説的に言えば、高台へ逃げる人たちは、3日か4日か苦しい思いは車の中でするけれども、車も命も助かる可能性はある。町の避難所へ逃げる人は車を置いていくわけですからとか、そういう問題ができるではないですか、どういうふう考えたって。第一次は町の避難所と言っているけれども、判断するのは町民ですから。ということをお考えますと、そういったものも区域割りも含め、みんなの意見をももちろん聞きながら、どういう方法で公平感を保ちつつ、指定されたところへいいあんばいに分散して逃げていただかないと、せっかくなつくついても、そこはもう数珠つなぎになって入り切らない可能性があり、片や町の避難所は、がらがら空きになってしまうかもしれない。あるいは遠くへ逃げるべき約束をして、アンケートにちゃんと答えた方が、町にお世話にならなくても私は逃げるところがあります、町外へ広域的に。その人が逃げたかどうか確認もできないのですから。だから、そういった方々にも万が一のときに、間違いなく町はお宅についてはそういう対応で、外へ逃げると思っていますから逃げていただきたいとか、いろんなきめ細かい政治的な対策を打っていかないと、どんなことをやっても大変な状況にはなるという感じはいたしまして、でも最小限の、取りあえずは他力本願でなく、自力で何とか、ご一押し寄せてきたときには間に合うだけのものを確保するという事で、約3億円ちょっとぐらいでしょうか、そのくらいのお金を投入する計画でおります。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。ですので、できればこの地区の方はこちらの避難所、ある程度割り振りをさせていただいたり、また新たに例えば避難場所が整備された、もうすぐ整備できますというときにアンケートを取り直して、あなたはどこに逃げたいですかとか、そういったのもう一回取り直して、広域避難も含めた考え方をもう一回やり直す必要もあるのかなというふうに思いました。

それと、北地区の高台の話なのですけれども、見ると北部公民館にほぼ隣接といいますか、かかってくる。また、南には板倉農協の北支所もあるということで、北部公民館については町の施設でありますので、これを拡充するなりして、トイレを増やすとか、シャワーが使えるようにするとか、ある程度またお年寄りの方が足を伸ばして寝られるスペースをつくるとか、そういった面も含めてちょっと拡充をする。板倉の農協もいずれは統廃合、支所の統廃合をするというようなことも聞いておりますので、その空いた建物を何か町で使わせてくれないかとか、そういった交渉もしていただいて、一体でうまく使えるようにすればいいのかなというふうに思っております。

それと、これは土地収用法を使って整備するという事なのですが、地権者は今何人ぐらいいらっしゃるかって、例えば話は進んでいるのかという部分も教えていただければと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 地権者の方は、東地区、北地区合わせまして約20名ほどでございます。地権者の方につきましては、先ほど申し上げましたが、2月の全員協議会が終了した後に、直ちに所有者の方、候補地の所有者の方のお宅にご訪問をさせていただきまして、事業の内容、また今後の予定について十分ご説明をさせていただきまして、まずは候補地になったことにつきましておおむねのご理解がいただけたというところ

でございます。また、今月中に再度訪問をさせていただいて、事業協力に対しましてご了承いただくとともに、土地を提供いただくための条件整備等のご相談を進めさせていただく予定となっております。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 予定を見ていくと、来年の10月ぐらいでしたっけ、さすがに今年の台風シーズンは間に合わないだろうとは思うのですけれども、これ結局土地収用法、これのあれですか、申請なり許認可である程度時間がかかるのか、この整備をする工事で時間がかかるのか。できれば10月は一応台風のシーズンですけれども、その前の6月、7月とかの出水期に間に合うようなペースで進めていけないものかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 事業手法の土地収用法の関係につきましても、やはり県に対しまして、令和3年度に入って申請の手続を行うわけでございますが、やはり1年近くかかってしまうという、手続的に。そういった部分もございます。そういうことで、今年の秋では間に合わないということで、土地収用法の事業の認定を来年の3月にいただくということを目指しまして、その後、再来年度、令和4年の4月に土地の売買契約等をさせていただき、それから直ちに工事に着工させていただいて、来年の9月に完成を目指すということで、来年の台風シーズンには何とか間に合わせたいということで、事業計画のほうは立てさせていただいております。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 今度でき上がった後の話なのですけれども、こちらの、要は広い駐車場みたいな形の更地ができるというようなイメージでよろしいかと思うのですが、これは例えば何かに貸出しができるとか、立入禁止にしますとか、そういったのは、今後の活用といいますか、使い方はどういう形を考えているのでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 基本的に避難所的な、いつ何が起こってもということですから、それは基本的には水害ということで高いところを設定しているわけですが、ほかの予期せぬ災害、地震等々も含めて。ということになれば、基本的には定期的な貸出しとか、そういった利用は難しいだろうと。起こったらすぐに即座にそこが使えなくてはならないということを考えれば、ですから非常に非効率的な、投資の割には。全てそういう論理になるのですが、ただ考えているのは、何十年たっても、毎年毎年除草や管理をしっかりとしながらやっても何も起こらないという状況が幸せな状況ですが、そういうことを踏まえた上で、何か有効利用するような方法は、これは皆さんも含めて考えていただきたいなという感じもします。例えば冗談で1つ出たのですけれども、東京都全体の年寄りのグループを、ゲートボール大会をみたいなものとか、そんなことを言う人もいるのですよね。分からないけれども。具体的にできるかどうか分かりませんが。

要は、我々が町民の命を助けるために、起こったらいつでもそこは即座に使えなくてはならない。したが

って、先ほどビニールハウスの話も出ましたが、そういったことも含めてビニールハウスでなくても、そこでニュータウンの企業誘致でオールユニールさんみたいなでかい倉庫でも何でも造ることは構わない。でも、有事でない限りは貸しておかなくてはならない。いざ有事になったら即座に使うということですから定期的に、もったいない、幾らどうだと言われても貸し出すわけにもいかないということを考えるときに、一番安価は何かということで、先ほどの冒頭のビニールハウス等々に、それは硬質のハウスですから、ビニールハウスとは違いますが、25年ぐらい手を入れずにね。ということですが、いずれにしてもそういう意味では、見ようによっては、何でこんな無駄なことをみたいな考え方を、指摘をされる場合もありますけれども、それが我が町の致命的な欠陥を、まずは補う一つの方法ということも含めて、そういった支出はやむを得ないのだろうと。したがって、管理もどうするか、周りをどういうふうに囲うかとか、あるいはもっと前にアスファルトにしまったほうがいいか、あるいは更地に、整地をしっかりとズリみたいなもので入れてしたほうがいいのかとか、使うとなれば整備を進めたほうがいい。だけれども、整備を進めても30年、50年、役場でも60年たつと建て替えですから。何十億円かけても一回も使わなくても、万が一のためにはそういうものが必要とすれば建て替えていかななくてはならないということも考えると、非常に真剣に財政も含めた上で相談をしながら、可能な範囲内の選択肢というのは非常に狭まってくるのではないかなということの中での、今回は一つの選択をしたということであります。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 あとちょっと1点だけなのですけれども、仮設トイレの設置ということなのですけれども、これは災害発生時のみ借りてくるという形を取るのでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 結局これもお金と相談の問題ですが、基本的には一定の必要な数は買って保存をしておく。すぐ近くへ。野ざらしにしておけば、いつでもどなたも使えるわけですがけれども、でも常に買い替えなくてはならない状況、仮設トイレは恐らく10年か五、六年か六、七年でしょう。そうすると、災害が起これなくても仮設トイレは自然に毎回毎回、毎日風化しますから。みたいなことを考えると、一定の町の場所へしっかりと保存をして、必要なときにはそこへぱっと備えるという。そういったことも含めて、総合的に考えると、現在のそれぞれの学校の、やや隣接したところ、先ほどトイレも水も、最低限は共有できるというような、その時間帯を多少猶予時間がある中で、俗に言う、そういう踊りというか芸当は多少幅ができるのかなと。万が一間に合わなくても、学校のトイレも全部、北小と東小と使えるわけですし、グラウンドも、あとは駐車場が万が一足りない場合は、高台の位置の範囲内にあるお宅に一晚止めていただければ、庭先の貸出しとか、一晚幾ら、5台駐車できれば5台とかで、そういう予備的な応用をどういうふうにしていいか、そういったものを考えていかないと全然、全て対応ができないということです。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 いろいろ考えると尽きないのかなというような感じをしました。今後とも板倉町は水害にはやはり気をつけないといけない町ですので、今後ともよろしく、いろいろご検討、お考えをいただければというふうに思います。

時間もちょっと中途半端なのですけれども、以上で私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます

ございました。

○延山宗一議長 以上で……

〔「ちょっと何分か答えていい」と言う人あり〕

○延山宗一議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 先ほどいろんな問題が出ましたけれども、町とすると、例えば工事期間も含めて、だって今年出てしまったら、せっかく計画を持ったってだめだと誰も考えますからね。最速でももちろんやりたいと考えています。ただ、お役所仕事というのは、構わないでよくと、そういうふうにならなければまた来年の9月からと。9月ではない、どうせなら出来上がるのは5月には出来上がらなくては使う意味もないということも含め、総合的に法律の問題、申請に対する期間の問題とか、総合的にできるだけ、どうせお金を使うのです。使うことを承認いただく。これをやれば当面何とか、ほかの町が全部ノーだという状況の中であっても、取りあえずは助かるのですから。その先に二次避難。だから、二次避難のときには、もしかしたら恒久的な仮設住宅が必要になる場合だってありますでしょう。そういうことを水災害が起こった瞬間から次を考えていくということを、これからどういうふうにならそれを具体化していくかという、気の遠くなるような作業もあらうと思いますが、ぜひ議員の皆さんにもお力をお貸しいただきたい。

以上。

○延山宗一議長 以上で小野田富康議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 0時27分)

再 開 (午後 0時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

○議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第9号)について

議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○延山宗一議長 日程第2、議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第9号)についてから日程第4、議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの3議案を一括議題といたします。

この3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

〔森田義昭予算決算常任委員長登壇〕

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算関係3議案について、昨日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

これより議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、19日の午前9時から行います。19日の本会議は、新年度予算関係議案について、予算決算常任委員長による審査の結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。

また、閉会中の継続調査及び審査について決定する予定となっております。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

散 会 （午後 0時36分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 1 日)

令和3年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年3月19日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算について
日程第 2 議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3 議案第21号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第 4 議案第22号 令和3年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第 5 議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算について
日程第 6 閉会中の継続調査、審査について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者

佐	山	秀	喜	教 育 委 員 会 事 務 学 校 係 長
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長
小	野	田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
伊	藤	泰	年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算について

議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第21号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第22号 令和3年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○延山宗一議長 日程第1、議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました、令和3年度各会計の当初予算関係5議案につきまして、3月15日から17日まで、3日間をかけて審査を行いました。

審査の内容につきましては、昨年同様、審査の冒頭に、予算編成方針及び主な主要・重点施策等、政策的な予算に係る審査を割り当て、その後、各課局長及び各担当係長から、予算書による各事業の説明を受け、各委員による質疑を重ね、慎重なる審査を行いました。

細部につきましては、省かせていただきます。

なお、執行部の皆様には、丁寧なご説明をいただき、慎重なる審査ができましたこと、心より感謝いたします。

次に、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和3年度板倉町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第19号 令和3年度板倉町一般会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度板倉町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度板倉町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

○閉会中の継続調査、審査について

○延山宗一議長 日程第6、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めて、おはようございます。

さきの3月9日の開会から本日まで、休日を挟んでの11日間、正味7日間の第1回定例会でございましたが、全議案、原案どおり可決いただきまして、誠にありがとうございました。特に新年度予算につきましては、既に1年を経過したコロナ問題の影響により、当町においても3%台の歳入減を見込まざるを得ない中、引き続きのコロナ対応の必要性も鑑みながらの予算でありますので、新規事業等々に対し幾分かの抑制意識の加わった55億7,500万円、前年度対比約1億円減の予算案でありました。諸情勢を踏まえた予算審査を、真剣にご議論をいただき、留意すべき点もご指摘もいただいた上での、ただいまも含めたご承認でございましたので、執行に当たっては慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

一般質問におきましても、森田、本間、小野田の3議員から、新教育長の教育方針と抱負、具体的目標をはじめとし、コロナ対策の現状とワクチン接種、人口減少の実態と今後の総合的対策、流通団地の整備、小中学校における学力といじめ、あるいはIT教育の現状と今後の見通し、そして災害時における避難場所構想の具体化等々に対し、貴重な個人的な議員のお考えも含めて提案、提言をいただきまして、有意義な議論になったというふうに当方でも考えているところであります。心配される指摘等も各設問の中でいただきながらの議論でございましたので、それらに関しては十分に配慮いたしながら進めてまいりたいというふうに感じているところであります。

この期間中、今日まで約10日間、国全体としてコロナに関する新しい対応や施策は見受けられませんでした。ただただ実証、自粛、3密、今までずっと続けられてきたものでありました。結果として、多分大きな成果は出ないのだろうと、期待しにくい、いわゆる緊急事態宣言と事前から言われておりまして、そのとおり、案の定、減らずに、逆に増えてしまったというお粗末な結果が確定的になったものであります。何のための非常事態宣言なのか、何のための解除なのか、多くの一般国民ですら疑問に思うところとの報道が主流でありまして、そんな中、結果として、ご承知のように、おとといあたりから一連の審議や関係者会議を開きつつ、3月21日、あさってに向けての結論は、解除という方針で合意に至ったようであります。

大多数の国民が、ある意味では慣れによる、ある意味での不信感、あるいは我慢切れと、どういう表現が

適切かは別として、我慢切れの現状から、じわじわと拡大している変異ウイルスの拡大の心配と相まって、繰り返しの緊急事態宣言が目指した効果が見られず、解除にしても対策の決定打が見いだせないことから、4度目の再流行をこれから懸念されるところでもございます。

今後の成り行き次第で、何が何でももちろんオリンピック開催は中心的課題として強い信念の下進められると想定はされておりますが、成り行き次第ではオリンピック開催や、あるいはたびたび申し上げてきておるとおり、内閣への評価もこの先大きくさらにプラスマイナス影響すると、そういう意味で、そういうふうにも考えられますので、感染拡大防止手段が自由自粛レベルから国主導強制レベルへと変化していく兆しも既に、昨日今日あたりの、今朝のニュース等々からも、決定に至る経緯と今後の対応の談話等々の中からうかがい感じるところでもありまして、宣言解除とは裏腹に、現時点、宣言解除はまさに決定をされたものの、感染拡大防止対策をいかにこの先打っていくか、有効な手だてはないという、もうそういった予測も立っておりますが、注意すべき時期に入っているというふうに思っております。

さて、そんな中で、この時期に、あさって、館林市の市長選が告示となります。1週間後の隣の市長選も、それが終わる頃になりますと、まさに新しい、まさに年度替わりの4月になるわけでありまして。当地においても、3月30日に館林のつつじが岡公園にて聖火リレーが、去年は延期となりましたから、今年は、今の時点で間違いなく実行されるという通知も来ておりまして、板倉からも中学生の生徒も1人、町を代表してランナーとして参加するような計画にもなっております。しかし、これすら観客の応援の、あるいは見たいという観衆に対する呼びかけも果たしてどうするのやら、昨年と同様であれば、できるだけ自粛ということではありますが、その指示も現在も来ておりません。いわゆるそういう計画ではありますが、この先も不安定な状況でそういう計画すら続いていくということでもあります。

桜の満開と並行して、3月21日にはまさに、述べてまいりました問題が解除となることが明らかになり、爆発的感染拡大第4波を防ぎながらの、いよいよ新年度の、いわゆる歓送迎会や、あるいは終業・始業式も含めた年度替わりの行事の真ただ中に今進んでいくわけでありまして、それも昨年どおりになるのか、さらに手を加えるべきなのか、あるいは解除からすれば緩めて方向をプラスの方向にさらに少しでも持っていくべきなのか、私自身もこれから思案もしながら、それらを一つ一つ執行しなくてはならないのだろうなということを考えるとき、国でも迷うくらいでしょうから、我々も迷わなくてはならないというようなこともあることを前提に、複雑な対応が求められてくるということが想定をされております。

このような先の見えない状況が続いていく可能性も否定できない中、さらにそれに加えてご承知のワクチンの接種開始計画が、当然重なり、行政サイドは当然今までより、職員は増やせずの中で事業だけが増えていくという展開の中、そういった人員的、労働力というか、そういったものもどのように対応するかということで、外部労働力も委託も考えながら、今まで以上の多忙となる予想を、現実の対応として対応していかなければならないのだろうなというふうにも考えております。

2年目のコロナに大きくまだ影響される年度替わりのシーズン、議員各位にも健康に留意され、まさに、むしろこれからのほうが、解除されたというものによる安心感と、遠慮なくいろんな機会が訪れるわけでありまして、それに対する注意が緩慢になるときこそ、まさに心配をされる第4波があるのかもしれない、いや間違いなくあるのだということも踏まえて、私どもも慎重な対応もしますが、ぜひ議員各位も慎重に対応されながら、ご健康に留意されて、また6月、新年度も含める6月議会に向けて一つ一つのご活躍を祈念を

するものであります。

そういう意味で、今議会、大変お世話になりました、ありがとうございました。以上で御礼のご挨拶いたします。ありがとうございます。

○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和3年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時19分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和3年5月17日

板倉町議会議長 延 山 宗 一

①署名議員 青 木 秀 夫

②署名議員 市 川 初 江